令和８年大和町議会６月定例会議会議録

令和８年６月３日（水曜日）

応招議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

出席議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	商工観光課長兼企業立地推進室長	星正己君
副町長	千葉喜一君	都市建設課長	藤原孝義君
教育長	八巻利栄子君	会計管理者兼会計課長	丹野俊宏君
代表監査委員	内海義春君	教育総務課長	菊地康弘君
総務課長兼危機対策室長	児玉安弘君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
まちづくり政策課長	堀籠優君	公民館長	荒木直美君
財政課長	佐々木克敏君	税務課徴収対策室長	相澤敏晴君
町民生活課長	青木朋君	健康推進課参事	佐藤泰啓君
子ども家庭課長兼こども家庭センター長	大友徹君	税務課課長補佐	庄司太一君
福祉課長	阿部晃君	上下水道課課長補佐	千坂伸君
農林振興課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	次長	小玉康文
主任	櫻井郁也		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前９時５８分　　開　　議

議　　長　（今野善行君）

皆さん、おはようございます。

定刻若干前ですが、皆さんがおそろいですので本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（今野善行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、９番馬場良勝君及び10番今野信一君を指名します。

日程第２「一般質問」

議　　長　（今野善行君）

日程第２、昨日に引き続き、順番に一般質問を行います。

９番馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

改めまして、おはようございます。

本日一番目の質問でございます。通告に伴いまして、一般質問を開始させていただきます。

１問目でございます。若干説明が長くなりますが、お聞きいただければと思います。

１件目でございます。単身（独身）世帯への支援についてお尋ねをいたします。

単身世帯が増加する要因に、未婚率の上昇やライフスタイルの変化があると考えます。本町においても、若年層・現役世代を含め、一人で生活する住民は今後さらに増えていくと思われます。

一方で、これまでの本町の行政サービスは、子供、高齢者等の家族世帯を中心として制度設計されており、20代から60代の現役単身世帯への対応は十分と言えない状況

にあると思います。

特に、若年単身者、現役単身者と呼ばせていただきますが、への対応は、今後の人口減少対策を進める上で非常に効果的であり、住宅確保や地域との関わり、働く場へのアクセス向上など、現役単身者が地域に定着しやすい環境整備を行うことにより、大和町に住み続けたいと思ってもらうことは将来的な定住・結婚・地域活性化につながるものと考えます。

しかしながら、本町の財源も厳しさを増す中、新たな給付や大規模事業を行うことは現実的ではありません。そのため、既存施策の見直しや民間、地域との連携による持続可能な支援が重要であると考えます。

そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

１要旨目、本町における現役単身世帯数及びその推移をどのように把握していますか。

２要旨目、現役単身世帯の増加が今後の財政運営や地域コミュニティーにどのような影響を与えると考えていますか。

３要旨目、今後の定住政策において、現役単身者支援をどのように位置づけていますか。

お尋ねをいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

おはようございます。それではよろしくお願いいたします。

初めに、馬場良勝議員の単身（独身）世帯への支援についてお答えをいたします。

１要旨目の本町における単身世帯数及びその推移をどのように把握しているかについてお答えをいたします。

国勢調査、総務省の統計局の調査によりますと、本町の単身世帯は平成22年の1,914世帯から、令和２年には4,148世帯となり、平成22年から令和２年の10年間で約2.2倍となっております。なお、この数値には年齢不詳分が含まれておりますが、内訳が判明をしている現役単身世帯64歳以下を見てみますと、平成22年の1,523世帯から令和２年の2,937世帯へと約1.9倍に増加をしております。各層の推移では、若年層15歳から29歳が約２倍、青年層30歳から39歳が約1.6倍、中堅層40歳から54歳が約2.2

倍、定年前層55歳から64歳が約2.0倍となっており、年齢不詳分を除いても現役世代全体での増加が顕著であり、これが現役単身世帯全体の約1.9倍という高い増加率につながっております。

一方で、高齢単身世帯65歳以上は約1.8倍となっており、相対的に現役単身世帯の増加率が際立っていることが本町の特徴でもあります。

次に、２要旨目の現役単身世帯の増加が今後の財政運営や地域コミュニティーにどのような影響を与えるかについてお答えをいたします。

現役単身世帯の急速な増加は本町の財政運営と地域コミュニティーに大きな影響を与えると認識をしております。財政面では、単身世帯の増加に伴い世帯構成や住民ニーズに変化が生じることから、今後の行財政運営においてはこうした変化を的確に捉えていくことが重要であると考えておりますし、将来的には高齢単身世帯の増加に伴う社会保障費の増加も予想されるところであります。地域コミュニティー面では、地域によっては現役単身世帯の地域活動への変化が少ない傾向にあるというご意見もあり、自治会活動や伝統文化の継承、農業振興などの地域活動の担い手不足が課題となる可能性があります。

これまでの行政サービスは、子供、高齢者等の家族世帯を中心として制度設計されており、20歳代から60歳代の現役単身世帯への対応についてはさらなる検討の余地があるものと考えております。

次に、３要旨目の今後の定住政策について、現役単身者世帯をどのように位置づけるかについてお答えをいたします。

現役単身世帯、64歳以下が約10年間で1.9倍となっている現状を踏まえると、現役単身者の支援は子育て世帯や高齢者世帯の支援と同様に本町の定住施策の中でしっかりとカバーしていく必要がある世帯として認識をしております。現役単身者が地域に定着することで、将来的な結婚、出産につながり、地域コミュニティーの担い手となり、町全体の活力維持にもつながるものと考えており、このことは人口減少対策を進める上で非常に効果的であると認識をしております。

本町では、これまで子育て支援住宅の整備、移住定住応援事業、空家活用支援事業、奨学金返還事業、婚活イベント事業など多面的な定住施策を展開してまいりました。

今後は、現役単身世帯への支援について既存の定住施策の中でどのような対応が可能であるかを検討し、他の自治体の事例も参考にしながら調査研究を行ってまいります。その上で、現役単身者世帯は中長期的な視点を要する取組であるため、引き続き課題を整理し、単身の方にとって住みやすい町になりますよう慎重に施策の在り方を

検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

それではご答弁に基づいて再質問をしたいと思いますが、今回の質問はこれまでの施策とか政策を否定するものではないというのをまずご理解いただければと思います。まして、この単身世帯にスポットを当てた議論がこれまではあまりなかったのではないかと。そこはやっぱり先ほど答弁にあった家族世帯中心の施策が多かったのではないかという観点からも再質問をさせていただきたいと思います。

ただいまご答弁の中で現役単身世帯、ちょっとこれはデータが古いのかな。まだ令和７年のデータは出ていないんですよね。の中でもこういう数字がまず出ました。

これを見て町長、単身世帯の今の推移、約２倍かな、各世代。それを見てどのようにお感じになったか、まずお尋ねをしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本町が大きないろんな企業様に誘致をさせていただいた結果、本町に工場等を持って今操業いただいている関係もあって、そういった中で生産活動をする上で多くの工場の労働者の方々も入られているところも一つの要因ではないのかなというふうに思うところでありますが、とはいうものの、従来地区のみならず大和町にお住まい、またはお生まれになられた方々でそういった方々が近くにいるやに感じておるところ、また昨日の一般質問でもありませんが、ひきこもり等々のいろんな統計等々見ますといろいろ確かに増えている時代なんであろうなというふうに思っているところであります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

私も改めてこのようにデータを出していただくと、やっぱり肌感覚だけではなくて数字上はこういうふうに現役単身世帯といったらいいのかな、増えているなというのがあります。これはあくまでも数字の部分であって、例えば何か私は支援と書いてしまったんですけれども行政サービスですよね。何か行政サービスをやっていく場合ここにさらに必要なのは、例えば非正規雇用の人がどのぐらいいるのかとか、低所得の方がどのぐらいいるのかとか、町内に勤務をされているのか、町内に住んでいても町外に勤務をされているのかという分析がね。把握と分析って違うと思っていて、これは多分人数の把握、分析というのは何が必要かというのを考えるというのかな、そういうのを検討するのが分析だと思うんですよ。そういう分析を今後なさるべきではないかと思うんですけれども、今のを聞いてどうですか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、総務省から予算を頂きながら指示を頂きながら統計調査員の方々に活動いただいていろんな情報、データを集めていただいている、総務省の統計データ、これはやっぱり政策実現をする上で本当にピンポイントで効く施策であるためにも分析については細かくできるような質問内容にもなっていますので、うまく利用することを今後より考えていく必要があるというふうに考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

今ご答弁になったのか、ならないのかちょっとあれでしたけれども、分析は私はす

べきだと思うんですね。それをやるのが町政、まちづくり政策課だと思うんですよ。それを新たに政策としてつくり上げて今度は住民サービスにつなげていくという部分になるかと思います。今すぐやれというんではないんです。でもこれは必要じゃないかと私は申し上げているので、今後ぜひ分析をまずしていただいて、どういう行政サービスが必要なのか。基本的に現役単身者の方はあまり行政サービスを必要としないんだと思いますし、私も周りの若い人たちにも聞いたんだけれども、やっぱりあまり興味がないのか何をしてもらいたいと聞くと特にないですね、例えば住民税を下げてほしいなとか、給付はどうだとか、その辺も考えましたけれどもやっぱり住民税というのはみんな均等に割っているわけですからやっぱりそこをその世代だけというわけにもなかなかいかないし、給付をそこだけというわけにも、税って公平性が大事だと思いますので、と考えるとやっぱり町長と話も何度かしましたけれどもなかなか難しい部分があるのかなと思います。

その上で２点目に入っていくんですが、ご答弁にもありましたけれども、これから単身世帯を例えば標準モデルの一つとして行政計画というのかな。先ほど分析をしろと申し上げました。その後それを生かして今度は政策として、これは単身を推進するわけじゃないからそこは皆さん間違えないように聞いていただきたいんだけれども、そういうのも必要になってくるんではないか。この人数を見ると。その辺について町長、いかがでしょう。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町を預かる我々としても議員ご指摘のとおり多くの方々に出会いをもとにご結婚をしていただき、家庭を持っていただくことをまず非常にそういった内容も進めるべきであろうなというふうな思いもあって、今も婚活イベント等々実施をさせていただいております中、実際に参加をいただいている半数が大和町にお住まいでもないんですが、今大和町で働かれている方々も対象として開催をさせていただいている中、半分以上の方が今町内企業にお勤めの方にも参加をいただいております。

そういったサポートもさせていただきながら、しかしながら結果的にご家庭を持たれずに単身でいろんな過ごされる方もいらっしゃる中、将来的に生活の維持をどうし

ていただくのであるとかあと孤立対策をどう考えるのとか、あと安否確認をどうしていったらいいのかとか、あと見守り、またはそれよりも先に行くと介護が必要になられる方、またその前の段階で配食サービスみたいなのを利用される環境をつくっていかなきゃないんであろうなとか、やっぱり様々ケアという意味では単身の方へのケアというところも忘れてはならない話ではあるなと今なおさらこの人数を見ますと、今後という意味ではどういったことができるのか、数字も見ながら所得の状況も確認をしながら検討してまいるべき事項であろうというふうに捉えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

ちょっと町長先にご答弁いただいて、この方たちも私もそうなんだけれども、例えば今40代、50代、30年たつと70代、80代になってくる。多分その話を町長はされているかと思います。それは後段で同僚議員がやりますからそれはそちらに任せておいて、今はここの現役の働く世代への行政サービスということをお伺いしておるわけでございます。

本当に町として単身世帯をご答弁でもありましたけれどもどう支えていくかというのはすごい課題、課題なのかな。課題と捉えているようなご答弁だったと思います。これをやっぱり何ていうんだろうな、その方たちももちろん大和町で楽しく過ごしていただく権利があるわけですから、将来的にも大和町に住んでいただくべきものだと思いますから、そこはやっぱり行政の上で、施策、政策としてその方たちも捉えて入れていくべきだと。ただ何ができるか私もまだここ１週間ぐらいずっと考えているんですがなかなかじゃあどれがいいというのも見つからないんですけれども、その上で３要旨目に先ほど町長も入ってこられましたからお尋ねをしますが、ご答弁にありましたけれども、これから例えば住宅支援とか、今町長のご答弁にありましたけれどもメンタルヘルスとか災害の場合の支援とか、そういうのは今まであまり議論をされてこなかった。例えば高齢者の方、要支援でしたっけ、災害のときの。そういう部分はあったんだけれども、現役のこの方たちもじゃあどうなるんだという話が出てくると思うんです。

その辺について町長、いま一度ご答弁をいただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、なかなか行政のみではもちろんサポートしかねる部分がある中、地域コミュニティーの中に飛び込んでいただいて、その中でいかに皆さんができることを補完し合いながら生活いただくような環境を醸成するというのも一つ大事な方法であろうなというふうに思うところであります。

とはいうものの、なかなかそういったコミュニティーに入れない方もやっぱり中にはいらっしゃるんであろうというふうに思いますから、何らかどういう策がいいのかというところはこれまで具体になかなか議論をしてこなかったのが事実だろうというふうに思うところでもあるので、そういった中身も踏まえながら、今後の検討を進めるべき事項であろうというふうに今捉えてお話を伺っておりました。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

おっしゃるとおりだと思いますけれども、住宅という部分に少し焦点を当てたいかと思うんですけれども、本町に町営住宅があるんですよね。少しお尋ねをしました。単身者、入居できないんですよね。資格要件というのがあって満60歳以上の方、または昭和36年１月１日、この下は基本的には入居できない。私も資料を頂いていますけれども12項目ぐらいあるんですね。やっぱりこれこそまさに家族制度の主たるものなのかなと。でも母子・父子家庭の方は入れるのかな。そういう部分があったりとか、本当の単身の方という部分に関してはこれまであまりやっぱり町長が今おっしゃったように議論がなされてこなかったんだろうと思います。そういう意味では、例えばもちろん若い方たち、会社に勤めている方、住宅補助が出たり交通費の補助が出たりという部分もあるかと思います。ところが、例えば非正規だったりとかアルバイトでしのいでいる方たち、その方たちって本来であれば要件は満たすんだけれども、何てい

うんだろう、資格要件というのかな、入居要件を満たさないがために入れないんですよ。そういう意味では今後住宅の確保という部分も施策として考えるべきかと思うんですけれども、町長ご答弁いただければ。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町営住宅の単身者の入居要件につきましては議員ご指摘のとおりに加え、もう一つお話的にはたまたまけがなり何らかの病気をなさって仕事ができなくなった方、最後のライフラインでもある生活保護を受けられる方々に関しては入居も可能というふうになっております。そういった中で、若い方々、働きたいという方々を働けるようなサポートというのもまた別に考えなきゃないんであろうなというふうに思う中、なかなか今箱物を自前で行政がつくっていく時代ではないんであろうなと思う中、最終的な生活保護のライフラインとはまた別に、何らか一時的な就労支援の一環の中で何らかできるものがあるのかも分かりませんが、まずは今の実態を分析をしながらどういう支援があるべきなのかというところをこれから検討してまいりたいなというふうに思っております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

私もあくまでもこれも一例なんですけれども、こういうこともありますよと。なので、今後やっぱり住むところがなければなかなか働くこともそもそもできないわけですし、そういう意味では今後こういう部分もいろんな部分、例えば先ほど申し上げたメンタルヘルスとか災害時の支援とかそういう部分で今後検討されるべきであろうと思いますし、先ほど町長のご答弁にありました地域の行事参加という部分がありましたけれども、こういう部分についても、例えば友人、知人が声をかけて「こういうのがあるから行ってみない」というところから入っていくのも、例えば地域の役員さん

が言って「こういうのがあるから来てください」と言うよりも「私も行くから一緒に参加してみない」という誘い方のほうが、例えば職場なり知人なりというほうが、あるいは参加の機会という意味ではあるのかとも思いますけれども、こういう部分について町長、お考えをお聞きします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、やっぱり行政区なりの役員さんが行かれて逆にハードルが高いと思われるよりは、やっぱり身近な方々から気軽に声をかけていただいて参加をしていただくような形でまずはなじんでいただく、コミュニティーに入ってきていただくことが重要であろうというふうに思いますので、そういった中でも今回コミュニティーの助成金等々も活用いただき、各地区で町内会なりに入っている方々とまた別に、入っている方、入っていない方が一緒になってやれるようなそういったイベントのほうを立ち上げていただければありがたいかなと思って考えている次第であります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

いろんなご答弁のほうも頂きました。

今回初めてこういう質問をさせていただきました。でもご答弁を見る限り、本町でも現役単身者は重要な定住ターゲットであるというのを再認識されたかと思うんです。いま一度その点について、くどいようですがもう一度ご答弁いただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

重要な移住、定住いただける方だというふうに認識をしております。そういう多くの方に定住をいただけるような施策も必要だろうなというふうに考えておるところであります。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

本当に増えてきているというのはもう数字上も何度も申し上げますが出ているわけですから、ぜひ大和町民でありますからよい施策をつくっていただいて、大和町は単身の現役世帯にこういう行政サービスがあるんだなとなったら恐らくどこの自治体もあまり今ないでしょうから、そういう意味では町長、先駆けてやっていただいてもいいのかなと思いますので、ぜひ今後の課題として捉えていただいて政策展開していただければと思います。

それでは２件目に入っていきたいと思います。

行政区長の成り手不足の対応についてお尋ねをいたします。

ここ数年、地域コミュニティーを支える行政区長について、住民の働き方の多様化等により担い手不足が顕著になってきているようであります。

本町においても区長の選出に苦慮する地区や役員が長年固定化しているというお声も頂いております。

そこで以下の点についてお尋ねをいたします。

１要旨目、行政区長の成り手不足の要因について町はどのように捉えてらっしゃいますか。

２要旨目、デジタル化や文書配布方法の見直しなど、区長業務の負担軽減を行うべきでは。

３要旨目、今後、行政区制度の在り方も含め、持続可能な地区・地域運営に向けた検討を行うべきでは。

以上３点です。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

次に、行政区長の成り手不足への対応に関するご質問についてであります。

現在、本町には62の行政区があり、それぞれに３年間を任期として区長を委嘱しております。近年は、改選の都度、区長の成り手に関する意見を伺っておりますが、現時点での全ての行政区において区長を選出いただき委嘱している状況にありますが、必ずしもスムーズに選出されている状況にないことは承知をしております。

初めに、１要旨目の成り手不足の要因についてであります。

行政区長の成り手不足の要因として、現在は夫婦共働きが一般的である中、定年年齢の引上げなどにより、以前と比較し地域活動に充てる時間の確保が難しくなっていること、単身世帯、高齢者世帯の増加により仕事や自身の生活で手いっぱいな状況や地域コミュニティーへの参加意識が希薄していることなどが挙げられます。また、地域活動よりもプライベートを優先することや価値観の変化、従来からの催事、防犯、清掃、回覧板の配付といった業務が負担と感じられたりするほか、区長をはじめとした地区役員に求められる知識や事務処理レベルが年々高くなってきており、心理的なハードルが上がっていることなどが主な要因ではないかと考えております。

次に、２要旨目の区長業務の負担軽減に関する質問についてであります。

区長業務については、住民サービスを維持するために行政側が地域経済に頼らざるを得ない構造となっており、これを結果として負担を増大させ、成り手不足を加速させる要因の一つになっているものと考えております。行政区長等の地域リーダーの皆様が担う役割は地域コミュニティーの維持活性化に不可欠なものですが、近年、その負担感が増しているとのお声を伺うことが増えております。その状況を受け、区長の業務負担軽減と持続可能な手法を取り入れる方法が必要であると考え、令和７年度に各行政区長に対し提出書類のペーパーレス化を始めるためメールアドレスの登録を行っていただき、既に一部の区長に対する通知や書類提出はメールの活用を始めております。このことにより、書類送付の時間短縮とともに手書きする手間を省くなどの効果を期待をしております。

また、行政区運営に当たり区長が１人で抱え込まないよう気軽に相談できる体制の確保も必要と考えております。

今後とも、区長等の成り手不足解消も念頭に、地域の皆様との対話を重ね、誰もが

無理なく地域活動に携われる体制づくりに努めてまいります。

次に、３要旨目の今後の行政区の制度の在り方に関する質問についてでございます。

今後の行政区の運営、持続可能性については、町内全ての行政区の課題となってくる可能性があるものと思います。このことを踏まえ、行政区運営における業務の必要性の認識や見直し、ＩＣＴの積極的な活用を進めていただいたり、町としましても紙での配付の見直しなど行政区と町が一体で取り組む必要性も感じております。

今後の行政運営においては行政と住民の役割分担を明確にするなど、持続可能な運営形態の構築に向け、行政区長の皆様と前向きに意見交換を進めてまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

一般論的にはご答弁のとおりであるかと思うんですけれども、先ほどご答弁にございましたが区長の選出が困難だった地区があるという認識だったと伺ってご答弁がありましたが、何地区ぐらいあったかというのは把握されているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

基準が決まっているわけではありませんので再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、私の肌感覚でありますが、２行政区ないし３行政区は結構選出に困られたのかなというふうに捉えておりました。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

肌感覚ということで、私の肌感覚は全然それより多いですね。伺っている話も聞くと。ということは、町として正確な数値は把握していない。どの行政区が困っているんだか、あくまでも聞いた話だけでご答弁をされているということでございました。そういう意味では、例えばそういう聞き取りを行ったりとか成り手不足の要因とかどこが業務の負担になっているのかとかという調査を行うべきじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

調査ということで調査票を出してはおらないものの、区長会等を通じた打合せ等での意見交換でヒアリングをさせていただいておるのが現状であります。

そういった中、高い意識を持たれ、将来的にはやはり誰かに譲りたいんだけれどもなかなか譲れる方がいない中を自分がやらなきゃないんだという使命感であえて役員の今年は改選をしないんだという意見のほうが多い中、どうしても来年からはもう必ずやらないからなというお話もあった中で、あえて役員の選出に困られたところが二、三あったというふうな認識でありました。

どういう答えを見つけるのかというところもある程度想定をしながらの状況の把握も必要なのかなというふうに思うところでもありますが、一ついろいろ充て職等々もかなりある中、やっぱり仕事の幅が多岐にわたる部分が大きいところなのかなというふうな捉え方もある中でもありますが、アンケートの必要性についてはちょっと検討してみたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

私は必要だと思うんですね。今町長がおっしゃったように、皆さん志高く区長さん

をやられている。これはいい悪い別にして、変なふうに受け止めないでください。役場を退職された方の区長さんが近年私は増えていると思います。というのも、やっぱりこれは地区の中で成り手不足だと思うんですよ。そういう意味では退職をされた職員の方が区長さんになっているケースが結構見られる。もちろん役場とすれば楽なんだと思います。ある程度業務を分かっている区長さん方にこれをやってくれ、あれをやってくれと言うわけですから。受け取る区長さんもそれだったら仕方ないなと受け取って、だんだんだんだん業務が増えていっているような気がしないでもないです。これはいい悪いは別ですよ。そこだけ誤解のないように受け取って聞いていただければと思うんですけれども、そういう部分ではやっぱりある程度実態把握、聞いた話だけではなくて、私もそうなんだけれども、やっぱり今回いろいろ相談も受けました。区長の成り手がいないというご相談も受けました。それで今回この質問をさせていただきました。

今町長、図らずもご答弁いただきました充て職、区長会長さん、仮に出して申し訳ないけれども充て職って大体どのぐらいあるか把握なさっていると思うのでご答弁いただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

区長様の充て職でありますけれども、一番多いのはやはり大和町の区長会長さんでありますが、職を数えてみますと自主防災組織連合協議会の会長をはじめ、約20の団体の長を今兼ねていただいている現状にあるようであります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

20、異常じゃないですか。１人の方にこれだけの今のは区長会長さん、大和町の多分区長会長さんだと思うんだけれども、それでも地区の区長会長でも例えばいろんな

充て職、何とか推進委員だとか、例えば自主防災もあったね。数えていけばもう１人平均５つ以上は多分やっていると思うんですよ。これは業務見直しすべき事項になるのではないかと思うのと、ただ行政側からすれば区長さんは地区の代表というか意見のまとめ役だから、その方を会議に入れることによって住民の皆さんの意見を聞いたという。この議場で言っていいかどうか分からないけれども、アリバイというのかな、何ていうんだろう、意見を聞きましたというていをつくることになっていやしないかということを考えるんですけれども、町長いかがですか。20はやはり多いと思う。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず充て職20は私も多いんではないかと思います。日常のやっぱり生活に支障を来すような状況で、それに見合ったなかなか費用弁償もない中、あまり今それが確かに一つの負担になる部分はあるんであろうというふうに思うところでもありますが、そういった中でいかに行政側が地域の住民の方の意見を吸い上げるための仕組みを新たに何らかつくっていかなければならないんだろうなというふうな思いがある中、今現状はどちらかというと人対人での会合で意見を頂くという中ではやっぱり全体の地区のいろんな状況を把握いただいている区長さんの意見を伺うというのは非常に重要な状況でもある中でもあります。ＤＸに絡めていろんなＬｏＧｏホームと言われるホームページから直接いろんなアンケートが取れたりというような手法も今検討しているところでありますので、やっぱり住民の意見、意向を伺うというやり方をやっぱり何らか見直しをかけていきながら充て職を外していくようなそういう取組は私も進めるべきであろうなというふうに思うところであります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

そもそも論でいうと区長は行政の下請の方なのかそれとも地区の運営者なのかとい

うそもそも論が出てくると思うんだけれども、その辺も検討しながら、やっぱり文書配布はやっぱり下請になるんじゃないかとかいろいろ私も検討したんですけれども、でも区長さんという職業柄そういう部分もあっても仕方ないのかなとかいろいろ考えておるところでございます。

２要旨目に入っていきたいんですけれども、先ほども申し上げましたけれどもどの業務が負担となっているかというのはやっぱりこれは分析、把握、検討しなきゃいけないのかなと思います。その中でご答弁にもありましたけれども、書類の文書の紙としての配布の見直しというのがありましたけれども、これは例えば広報紙とか行政文書の全戸配布とかを今後答弁にもあったと思うんだけれども希望者配付にしたりとか、そういうのももう検討から進める時期に入っているのではないか。そうすれば紙の分が減るので財政的にも少し圧縮されるんではないかと思うんですけれども、その点についてご答弁いただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、もちろんデジタルデバイド対策も大事になる部分もあるかと思うんですが、町としてもＤＸの推進に絡める中で紙の配付は極力避けながら必要な資料は必要な方に取っていただくというのも進める中で、いろいろラインと連携をしたもう少し行政の手続をペーパーレス化を図れるような取組も今進めていきたいなと思いながら、デバイド対策もうまく図りながらという意味では一つ希望者というところにお配りをさせていただくだとかそういった複合的なまだ政策が改めて必要なんだろうというふうに思いますので、進めてまいりたいというふうに思います。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

ぜひ進めていっていただきたいのと、例えば今の区長さんの業務を100とした場合に今後どういう項立てというかをしていって、その中から何％減らしていくとか目標

を立てながらやっていくと効率的に行くんではないかと思いますので、今後ぜひそこも検討されてはいいのかなと思います。

３要旨目であります。やっぱり区長の成り手不足というのは数年後の地域経営・運営そのものに支障を来しかねないと私は考えてございます。地域の区長の成り手不足は一つの地域の課題ではなくて、地域コミュニティーの維持や防災、福祉、町全体の行政運営に関わる重要な課題とこれは答弁にもありました。このとおりだと思います。これを聞いて、最後に町長に行政区の、以前もお話ししたけれども必要戸数というのをまず聞きたいなと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

成り手不足の中に議員ご指摘のとおりいろんな行事を上下中等で一緒にやられていったりする行政区もあります中、今どのぐらいの戸数で１行政区がいいのかと一概に言えるものでもないかも分かりませんが、ならばやっぱり100世帯前後ぐらいあったほうがいろんな仕事の持ち回りという意味ではご負担にならないような範囲にもなるのかなというふうに個人的に思うところでもありますが、一つの成り手不足という中で行政区の範囲をどの程度と考えていくのかというのも一つの今後見直すべき話であろうなということで、執行部の中でも区長さん方ともそういった会話も今後はしていくべきであろうという会話も今始めておるところでありますので、もう少し区長の皆様方のご意見をそういった意味では伺いながら進めてまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

取りかかっているというご答弁でありましたので、ぜひ今後本当に地域がなくなれば町がなくなると思うんですよね。ただ、どこまで無理やり例えば10戸とか５戸とかのところを地区として考えていくべきなのか、それともやっぱり町長がおっしゃるよ

うに100ぐらいを基礎としてやるのか。50ぐらいでやるのか。そういう議論をやっぱり適正戸数というか、行政区という割りですよ。行政区という割りでは今後考えていくべきだと思いますので、ぜひ区長さん、地域の方々、もう本当に人口減少は避けられませんから、今やっておかないと火だるまになってから話をしてもなかなか前に進まない話ですから、今こそそういう議論をぜひ進めていただきたいと述べて３件目に入っていきたいと思います。

３件目であります。こども基本法を踏まえた子供の権利保障についてお尋ねをいたします。

令和５年４月に施行されたこども基本法では、子供の権利を主体とし、意見表明や最善の利益を尊重することが基本理念として示されております。

そこで大和町として子供の権利をどのように保障していくのか以下にお尋ねをいたします。

１要旨目、町はこども基本法の理念をどのように受け止め、まちづくり等に反映する仕組みをどのように進めていくのか。

２要旨目、子どもの権利条例制定についての町の考えをお尋ねいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは次に、子供の権利保障に関するご質問について、初めの１要旨目のご質問にお答えをさせていただきます。

こども基本法は、全ての子供や若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し制定されたものであります。特に、子供が権利の主体であることを明記し、子供の年齢や発達の程度に応じて意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるという基本理念はまさにこどもまんなか社会の根幹をなすものと理解をしているところであります。

本町におきましても、子供を将来の担い手としてだけでなく、今を生きる１人の町民として尊重し、その声を聞いて町の施策に反映させることは極めて重要であり、行政のみならず、家庭や学校、地域社会の全てにおいて、子供の権利が尊重される環境を調整していく必要があると考えております。

また、まちづくり等への反映の仕組みにつきましては、こども家庭庁から子供、若

者の意見の政策反映に向けたガイドラインが示されており、子供たちの発達段階に応じ、意見を聞く手法や場面を工夫しながら１人でも多くの子供の声をまちづくりや施策に反映できるよう取り組む必要があると考えております。

今後は、子供たちとの対話を重ねながら、共に町をつくっていくという認識について町内全体での共有を図りながら、聴取方法の拡充、子ども議会の開催、学校教育現場との連携、あるいは年齢に応じた対話の工夫など、本町の実情を踏まえた実施手法を模索し、可能なところから子供の意見を政策に反映する仕組みを進めてまいります。こうした機会の積み重ねが子供たちの地域への帰属意識や郷土愛の醸成につながり、ひいては町の未来を担う人材の育成にも大きく寄与するものと考えております。

次に、２要旨目の子ども権利条例制定についての町の考えはについてお答えをいたします。

子供の権利を保障していくための手段として、権利条例を制定している自治体があることは承知をしております。しかしながら、こども基本法において既に基本理念、国や地方公共団体の責務、そして子供施策の策定等における意見反映などが包括的に規定されているところであり、本町独自の権利条例を個別に制定することにつきましては慎重な検討が必要であると捉えております。

現段階では、条例という形式的な枠組みを先行させることよりもこども基本法の趣旨を十分に踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けた啓発をはじめ、現在実施をしている子供や若者を対象とした事業の充実、子供の権利の保障や擁護につながる仕組みなどに注力し、子供たちの利益が最大限に守られる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

この質問については私も以前に同様の質問をしているところであります。その後、私が社会文教常任委員会に入れさせていただいてから委員会の中でも大分議論をさせていただき、視察にも行かせていただき検討をさせていただきました。そんな中、令和５年でしたかね。こども大綱が決められてこども基本法が出されているということでございます。

今ご答弁にもありましたが、子供の意見を政策反映するという取組なんですけれども、これって今まで大和町で子供の意見を反映させた政策はあったのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

具体にこれというふうに挙げられるものはありませんが、小学校、または中学校等の運営により児童会、生徒会の意見を何ら反映させたような制服の在り方であるとか髪型であるとかそういった意見はもちろん行政として機会があるごとに伺わせて参考にはさせていただいておりますが、具体に申し上げられる内容は今のところちょっとないのかなというふうに捉えているところであります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

では、こども基本法が施行後、本町で従来の要は子供のそういう意見を反映させるとか、そういうふうに政策のやり方、進め方が変わった部分があるのかどうか、お尋ねをします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、具体にまだ変わった内容は特別はないというふうに認識をしております。ただ、町長への手紙等々インターネットでも受付を始めさせていただいております中、やはり児童生徒の方々から直接いろんなお声を頂くことも可能となりました。そういった声を反映させていただきながら、新たに実はこの夏休み以降スタートさせていただく事業も今考えておると

ころではありますけれども、今後体系的にもう少し情報の取り方等々検討しながらよりこどもどまんなかの政策が実施できる環境をまさにこれからつくっていかなきゃならないなというところだというふうに思いますので、今後作成に努めてまいりたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

ぜひやっていただきたいと思うのと、これは大和町では子ども子育て支援事業計画、ちょっと色が違うかと思うんですけれども、今のところこども基本法に基づいた大和町での計画というのは策定する予定があるのかないのかもちょっとご答弁にはなかったんですけれども、条例はやりませんけれども、何ていうんだろう、基本法を踏まえたこういうのはつくりますよという、計画をつくりますよみたいな答弁を待っていたんですが、そういう答弁はありませんでした。何も規定がないまま国の法律にそのまま町として基本的に上位法があってその中で町でかみ砕いて私の町ではこうやりますよというのが町の基本計画になってくると思うんだけれども、その辺、時間もないのでお尋ねをしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それではただいまの馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まさにこども計画の策定でありますが、市町村の状況を今確認を実はしておるところでありまして、県内でも既に計画を策定されている自治体も出ております。ちょっと１年ほど出遅れ感がある中、本町としても８年度内に方向性を定め計画をつくるべきではないかという方向で今動き出そうということで動いているところであります。もう少しお時間のほう、本年度いただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

国では令和５年にやっているわけですから、今令和８年度ですよね。何もないまま。だから我々は条例を急ぐべきではないかと。ここにはやっぱり子供の権利の保障という部分が大きいですよね。そういう意味では子供を１人の人間として尊重して意見も聞きなさい。例えば生きる権利を、生存権をしっかり大人たちが見守って行政のやるべきこと、町のやるべきこと、町民のやるべきこと、親のやるべきことというのが条例の趣旨なんですね。それをやらないのであれば子供の計画が必要じゃないかと私は思っているんですよ。その中に入っていますか。権利とかそういう部分は。これは申し訳ないけれどもつくっていなかったのは怠慢ではないかなと思います。それもないのに、これから進めていきますというのも果たしていかがなものかと思いますので、ぜひ今後検討されたらいいのではないかと思いますし、あとは周知ですね。やっぱりあなたたちはちゃんと権利があって、権利だけ主張しても困るんだけれども、そういう意味では計画をつくってそれをどのように具体的に進め、どのように子供たち、またそれを取り巻く環境の大人たちに理解して醸成していくかというのは非常に大事だと。その点について、いま一度ご答弁をもらって終わりにしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、こども計画の策定については先ほども申し上げたとおり８年度作成をしたいということで動き出しをしております。また、子どもの権利条例のところについてはもちろん上位法の国際法である憲法児童の権利に関する条約があり、その下にこども基本法がある中、宮城県としてはもう平成27年10月からみやぎ子ども・子育て県民条例というのを既に制定されているところもあって、どれとの整合性、ずれがないのか等々を見て、条例を急ぐよりはやっぱり計画を先につくったほうがいいのではないかという判断でおりました。

その計画策定のみならず、こどもどまんなかの政策運営ができるよう、今後、年度内の計画立案、策定に向けて努力してまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

これから子供のための施策じゃなくて子供と共につくっていく施策というふうに努力をしていっていただければと思います。

以上で終わります。

議　　長　（今野善行君）

以上で、馬場良勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前１１時００分　　休　憩

午前１１時１０分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。７番佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

ちょっと喉の調子が悪いんですけれども、町長の耳をお借りして質問していきたいと思います。

通告によりまして、私から２件質問させていただきたいと思います。

１件目でございます。スクールバス利用拡大を図れでございます。

スクールバスの運行状況を見ると、乗車人数にまだ余裕があるように見受けられる。一方の小学生と黒川高校の児童生徒の通学に当たっては、親の送迎も含め大変苦慮していると聞く。そのような中、全国に目を向けるとスクールバスを活用して小学生や高校生だけでなく一般の大人も乗車できるよう混合化によるスクールバスの有効活用を行い、地域課題を解決している事例が数多くある。

本町においても地域の公共交通の確保だけではなく、町内唯一の高等学校への通学方法の一つとなり、生徒数増加につながるものと考えるが、スクールバスの混合化による活用について、町長の考えを伺いたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

初めに、佐々木久夫議員のスクールバス利用拡大を図れについてお答えをいたします。

本町における中学校スクールバスの利用状況について申し上げます。

令和８年４月１日現在において、本町の生徒数は871名であり、そのうち476名、約55%の生徒がスクールバスを利用しております。学校別の状況につきましては、大和中学校区では利用者数61名に対し、小型バス７便を運行しており、宮床中学校区では利用者数415人に対し、小型、中型、大型バス計11便を利用しております。

今回、佐々木議員からスクールバスの有効活用として、高校生や一般利用者の同乗、いわゆる混乗化というご提案をいただきました。地域課題の解決に向けた貴重なご意見と受け止めておりますが、現在の運行形態や安全確保の観点から慎重に検討する必要があると考えております。

まず、法的整理の課題であります。現行の町民バスやデマンドタクシーは、不特定の対象者を運送するための乗り合い運送、いわゆる自家用有償旅客運送事業等で運行しておりますが、スクールバスは特定の対象者を運送するための事業形態、いわゆる一般貸切旅客自動車運送事業等で運行をしておりまして、ここに不特定の一般利用者を乗車させることは法的な許認可内容との整合性を取る必要があり、現行の事業形態のままで対応することは制度上極めて高いハードルがございます。

また、運用面におきましても以下の課題がございます。

第一に、生徒の安全確保についてであります。一般利用者が同乗することで、車内の安全管理や不審者等の侵入に対する生徒の安全性確保が難しくなるおそれがあります。また、中学生の降車場所や通学経路が第三者に把握されやすくなるなど、防犯上の懸念もございます。

第二に、学校運営への影響であります。高校生を対象に加える場合、始業終業時間やテスト期間中の下校時間、あるいは急な行事等により運行ダイヤが複雑化し、中学

生の安定的な通学運用に支障を来すおそれがあります。

第三に、乗車管理と運行の負担であります。利用者の属性が広がることで、乗車確認や定員管理、車内トラブルへの対応が複雑化し、現在の限られた運行管理体制では受託業者、学校、町の対応が困難となります。

また、本町の地域公共交通全体としての全体最適化という視点も重要であります。

スクールバスの活用は、既存の町民バスとの役割分担を再考する契機ともなり得ますが、安易な混乗化は既存の交通事業との競合や非効率な運行を招き、公費の過大な投入を招きかねない懸念もございます。運賃徴収に伴う会計管理や万が一の事故等の損害賠償責任の所在など、運営コストと責任の所在を明確にし、公共交通計画全体の中で経済的、実務的な整合性を精査しなければなりません。

以上の理由から、現時点において混乗化を図ることは非常に高いハードルがございますが、通学手段の確保や地域交通の維持は本町にとって重要な課題であることに変わりはございません。

今後は、地域公共交通網全体を俯瞰し、先行自治体の事例調査や費用対効果の精査、法的要件の整理などを通じて、地域における公共交通の在り方について関係部署と連携をし、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

今回この質問をするに当たりまして、停留所というか、子供たちが待っている場所を見ましたら２人ぐらいということで、その子供たちに聞いたら吉田は２便があって10人から20人ぐらいは通学しているという話を聞きました。それで若干安心したんでありますけれども、私が大分前でありますけれども、昭和の中あたり、後半ですかね。うちのほうにも路線バスがありました。その路線バスが利用する人が今車社会になりましてだんだんだんだん減っていったんですよね。そしたらその当時の助役に空気を運ぶようなバスであってはならないとこう言われました。そのときはかなりのやっぱり我々ＰＴＡに対して非常にもう負担というかありましたですけれども、その後もうどうしようもならなくて廃止になったとそういう経過がありますので、今回質問させていただいたのは、せっかくバスが通っているのであれば小学生も乗せたらばという

感じで最初考えたんですね。それにはどのようにしたらいいかということでいろいろ調べた結果、国交省の許可も下りているという全国的にあるわけでございます。

それで質問したいのは、このスクールバスに対して助成金というか、そういうのはあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

額としては今ちょっと捉えてはおらないんですが、財政規模の事業の一つの中のメニューとして入っておりますので、交付税の対象となる事業の中には入っている現状でありますが、金額については今現在個別に算出をされていないところもあって今把握をしておらないのが現状であります。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

交付金はあるということであります。金額は別としましてあるということでありますので、これらについての障害もやっぱり若干出てくるのかなという感じでおりますけれども、いずれにしろスクールバス運行についていろんな形の狙いがあると思います。

それで、答弁を見るとほとんどできないのかなという返事が来ておるんでありますけれども、非常に残念でありますけれども、いろんな理由を重ねて難しいということでありますけれども、全国を見ると実際やっているということもありますので、そこら辺の今後いろんな形で研究されるかどうか、そこら辺を町長にお伺いしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

全くやらないと言っている回答ではないことをまずご理解をいただきたいんですが、今現状の運営でいきますと、スクールバス自体を今一般の貸切旅客運送でやっている関係があるわけでして、まず費用を幾らでも幾らか圧縮できないかというところでの単年度ではなくて複数年契約でやらせていただいています。その年年によってそこの地域にいらっしゃる児童数、生徒数が変わるところがある中、ある意味全体を包含しながらも人と車をある程度用意をいただいている関係もあって、車両、今年は少ないからハイエースでいいかとか切替えができないところもあります。そういった中で、実際にスクールバスと称しているものに一般の方が乗られている自治体もある中、事業形態なども調べてみると違うんですね。朝の便はデマンドではないですけれども、乗り合いタクシーがイコールスクールバスという名前で運行されているところがあったり、あと車両をどうするのか等々含め、今スクールバスと称して一般の方も乗車をさせて運行されている自治体の状況を踏まえ、法的整理も含めどういう形で大和町に絡む公共交通の在り方がどういう交通網を維持すればいいのかという視点の中で調査をしながら、より多くの方に、高校生なり高齢者の方の足にも使い道がないのかという部分をいま一度調べてまいりたいというふうに思っておりますので、何も全くやらないというわけではないことをご理解をいただきたいというふうに思うところであります。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

7　　番　（佐々木久夫君）

この間、議員報告会の中に懇談会を高校生とやりましたね。そのときに、学校に行くのに交通が非常に不便という回答が物すごく多かったですね。そして要望も出されておりました。それを考えると、ぜひ高校を含めていろんな形で政策していただきたいと思いますし、そして今の黒川高校の状態を考えますと、交通の不便さがあるということがありまして、下手すると交通便が多い私立高校に行くとかそういう形が、傾向が見えているので、地元に一つの高校でありますので、前もいろんな形で同僚議員から話が出ていると思いますけれども、そこら辺も考慮しながら進めていただければうれしいなと思ってございます。

ぜひ、それとついでに、大人もということでいろんな形の中で不審者とかいろいろお話が答弁に出ておりますけれども、逆に大人が乗ることによっていい場合も、もし今後、乗車可能になった場合の話でありますけれども、逆に安全なのかなと思っています。

それと同時に、多分吉岡に住んでいた方が吉田にうちを建てたんじゃないかなと思います。その方が吉田から吉岡小学校に通っているんですね。やっぱり在籍した経緯からそういう形を取ってあるのかなと思いますけれども、そういう方も乗せることができれば親ももっと楽なのかなということで、今質問しているし、将来を考えてほしいということでございます。

そういうことを含めまして、今後少子化が進むとかということもありまして、今小学校適正配置等の検討委員会ということもありまして、この話をそれにはかこつけないでほしいと思ってございます。そういうことをお願いをしながら質問していきたいと思いますけれども、これをやることによって、逆に小学校の子供たちを統合させろというような意見に取られるとまだ難しいのかなと思っておりますので、ぜひそこら辺を押さえてお願いできればと思ってございます。将来はどうなるか分かりませんけれども、そういうことをお願いしたいと思います。

それで、町長さんの話の中に考えていくという話で聞いております。非常に安心しておりますけれども、確かに運営状態について路線バスとかいろんな含みもあると思いますけれども、そこの中に現在のデマンドタクシー、そういうものもあります。それも考えられます。将来使って考えていただきたいと思いますし、それで受託業者と町、そして住民、いろんな形で対応が難しいと思いますけれども、ぜひ早めにやっていただきたいということでありますので、ぜひそこら辺を町長にもう一回お聞きしたいと思いますので、公費に関しては逆に節約になるんじゃないかという考えがあります。新しい車を設けるのではなくてもう動いているやつを利用するんだから、公費の節約は逆に少なくなると私は単純でありますので、そういう考えがありますのでそこら辺、町長、答弁お願いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今中学生向けのスクールバスでありますので、中学生の授業時間でありますとか、あと部活の時間であるとか、中体連だったら中体連の時間等々に合わせて学校の授業なり行事を運営するのを大前提に運行しているところがあります。ほかの方を乗せるという場合には時間を早めたりしなきゃなかったり、いろんな利用いただいている方の環境も変わるところも出てくるんではないかなというふうに思うところであります。いずれにしましても、本町の大きな課題はやっぱり公共交通の足の確保というところであろうというふうに思いますので、法的にも問題がなく、なおかつ利用いただいている皆さんが安全で安心に予定どおり行動ができる策がないのかと。その上で、行政負担もより効率的なものがないのかというのを、公共交通網全体を今後の在り方を検討していく中で先進の自治体の動向等々も調べていきながら再構築をしてまいれるようこれから検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

いろんな課題があるんだと思いますので、そこら辺よろしくお願いしたいと思います。

それで高校生の通学に関しても、ぜひ地元である、何回も言うようでありますけれども、交通網があればちょっと増えるのかなと感じておりますので、そこら辺も検討の中に入れていただきたいと思います。

それで、今後はということでありましたので、町長がおっしゃるとおりいろんな費用を精査して法的条件、いろんなことがあると思いますので、ただこの間、何か町民バスがほかの市まで乗り込んだという話が町長の力でなったのか分かりませんけれども病院まで行けるようになったという話も聞いていますので、ある程度望みがあるのかなと思ってございますので、そこら辺も含めましてひとつ検討していただきたいと思います。

今後のいろんな期待を込めて１件目は終わりたいと思います。

２件目でございます。支障木伐採を急げでございます。

５月の大型連休中に生じた風速20メートル以上の強風により、町道のり面に自生していた直径20センチの雑木が倒れ、町道が一時通行不可となった。

また、民有地の樹木が町道に張り出し、通行に支障を及ぼしているものもある。

そこで、これら支障木に対する町道の維持管理について、町長の考えを伺います。

１要旨目、地震、台風、集中豪雨時の他の常時パトロールの際に注視しているものは何か。

２要旨目、車の通行に支障ある私人所有の支障木への対応は。

３要旨目、道路維持管理の優先順位をどのようにして決定しているのかでございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

次に、支障木伐採を急げについてのご質問にお答えをいたします。

５月の大型連休では県内各地で強風が吹き荒れ、本町におきましても５月２日及び３日に町道五寺坊線、台ケ森立輪線、滑谷地線、沢渡中見山線、割前坂下線、吉岡宮床線などにおいて倒木被害が発生をし、一時通行止め措置を行い、地元住民の方々や地元建設会社等の皆様のご協力により、その日の復旧による通行の確保が図られております。休日の中、早急な対応をいただきました皆様方に、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

初めに、１要旨目の地震、台風、集中豪雨時の他の常時パトロールの際に注視しているものは何かについてのご質問にお答えをいたします。

災害発生時以外の平時における町道周辺の支障木等に関するパトロールにつきましては、道路維持管理業務契約を締結をしております株式会社大和町地域振興公社において、道路維持修繕のほかに週１回道路パトロールを行うこととなっており、その内容には道路沿線の支障木について同様に確認を行っております。また、都市建設課職員も日々町内各地の現場に赴く際に、支障木や道路路面状況の確認を行っております。

支障木の確認においては、枯れ枝、枯損木、傾斜木などによる道路への枝等のはみ出しや、カーブミラーなどへの視認性の阻害等の有無につきまして目視で確認をしております。

そのほかには町内全ての町道を職員等によるパトロールだけで管理するのは難しい状況でありますので、県におけるインフラ異常箇所通報アプリを活用し、また、町民の方のご協力により支障木発見のご連絡を頂いた際には都市建設課職員が現地を確認

をし、その都度対応を行っております。町道以外の町内の国道や県道の支障木につきましては、それぞれの関係事務所へ連絡をし、対応していただいております。

次に、２要旨目の車の通行に支障がある個人所有の支障木への対応はについてのご質問にお答えをいたします。

私有地の樹木等は土地所有者に所有権がありますので、枝が町道へはみ出す、倒木のおそれがある樹木等は原則として樹木を植えている土地所有者の責任で行っていただいております。これは、民法第233条の竹木の枝の切除及び根の切取りで定められており、町が独自に切ることはできません。また、落枝や倒木により事故が発生した場合は、民法第717条土地の工作物等の占有者及び所有者の責任と、道路法第43条道路に関する禁止事項、所有者が損害賠償責任に問われる可能性が高くなりますので、支障木を確認次第所有者へ連絡をし、対応していただいております。なお、風雨等により道路法及び道路構造令で定めております建築限界、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートル、これを犯すなど道路交通への危険性が予測される際には所有者に連絡をし、早急な対応が難しいなどの場合には緊急措置として道路管理者において枝打ちまたは伐採をし、道路の交通安全確保を行う場合がございます。

次に、３要旨目の道路維持管理の優先順位はどのように決定しているのかについてのご質問にお答えをいたします。

道路維持管理における支障木伐採の優先順位といたしましては、主に危険性や緊急性、被害の可能性のほか、対象路線の交通量や利用状況等を踏まえ、対応しております。その判断の目安はおおむね３段階に区分をしておりまして、最優先は倒木、落枝の危険性が顕在化している支障木、人身車両事故のおそれが極めて高いもの、２番目が通学路や交通量が多い支障木、３番目はその他の一般路線で標識や信号への視認性阻害を及ぼす支障木として区分をしております。そのほかに、軽微なはみ出しや予防的な管理としております。

近年における支障木の主な課題としては、樹木の老朽化、大径化の進行、気象の変動によるリスクの増大などが挙げられます。

今後もパトロールを行い、支障木による事故が発生しないよう維持管理会社と情報を共有しながら万全を期してまいります。

以上であります。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

この質問は、本当に５月の連休中にあったやつでありまして、私もちょっと田のほうを見に行ったら割前関下線に倒木を見ました。その後役場に電話を８時半過ぎにしたんですけれども、都市建設は今日は出ていませんという返事だったんですよね。非常に残念だなと思いながら、連休だし仕方ないし交通量が少ないからいいのかなと思っておりましたら、消防署が八志田の民間のうちの屋根が飛ばされたということで来たので、地元の元消防署員が消防署にお願いしたいうことで、若い人の練習というか訓練も含むということで切っていただいたというような現状でありました。

吉田に関しては非常に古い道路が多いんですよね。30年から40年、関下台ケ森線、そして若畑線、さらには山沢線と非常に多いんです。それで今回倒れたのはのり面から倒れたと。これは前に私は一般質問をしているんです。令和４年12月定例会において一般質問をしております。その後何ら回答がないということで、たまたま建設課に行ったときは役場の要するに道路用地は切ったほうがいいんじゃないのという話をしました。そしたら枝だけということでありましたんですけれども、実際のり面に生えている木はやっぱり根っこから切らないとこういう状態が起きるのかなと思っておりまして、今回質問をさせていただいております。

これについて町長の考えを伺いたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

５月２日、３日にそのようなご対応いただいたことを心から感謝を申し上げたいと思いますし、また職員には出てはいなかったものの電話でいろいろ指示をしたりをしていたというふうな話は伺っていた中でもありましたが、直接的な対応をできなかったことをまずそこはお詫び申し上げたいなというふうに思うところであります。

支障木の考え方でありますけれども、確かにのり面なり公共のところから自生をしているものであれば、下から断つ必要も確かにあるんだろうというふうに思うところでありますけれども、なかなか自前で作業員が今いない中、株式会社大和町振興公社のほうともその辺は協議をして対応していくべき事項であろうというふうに思います

が、なお今頂いたご意見も踏まえ、今後の維持管理活動に役立てさせていただきたいなというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

落葉樹ということで雑木でありますので、当然冬には葉が落ちるわけですよね。それものり面にあるわけですからその葉が非常に側溝にすっかり詰まっていると。側溝も全然掃除してくれないということもありまして、一応写真は撮っておりますけれども側溝でやると当然路面に水が入るわけですから冬になれば凍結の可能性もありますので、側溝についてもやっぱり目を向けるべきじゃないかなと思っております。

それで今回のり面が岩盤というよりは岩だったということで、樹木の根がなかなか生えにくいというか深く入っていないということもいろんな形で条件が悪かったのかなと思っておりますし、春になると葉が出ます。風を抱く、雨も抱くということでありますので、対策は急いでほしいなという感じでおりますので、そこら辺、町長、さらにすぐにというわけにいかないでしょうから、ある程度予算も考えるんでしょうから、担当課に見ていただいて早めに対応するように指導していただきたいなと思ってございます。

それと同時に、今度は民間の支障木、第何条とかというふうにありましたんですけれども、私も前質問したときにはかなり見直しをされているわけですよね。233条から令和３年４月には民法が改正されて、そして令和５年４月からは所有者が切らない場合は断って切ってもいいよということになっていると思いますけれども、そこら辺をもう一回確認したいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、ご指摘のとおり2023年４月１日の民法第233条の改定によりまして大きく扱いが変わった

わけでありますが、私も調べておる中では所有者に催促をしたが相当の期間内に切除しない場合、また所有者を知ることができず、または所在を知ることができない場合、また急迫の事情がある場合というこの要件に合致する場合には所有者に断ることなく切れるような手はずに法令が改正されたというふうに理解をしております。この法令に基づきながら、交通、道路の維持管理に支障がある支障木については全体を見ながら担当課とも協議をしながら処理をしてまいるよう努めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

２要旨目まで行ってしまいました。申し訳ございません。

それで問題なのは、民間で実際に歩道に木の枝がぶつかっているということでありまして、垂れ下がっていると非常に子供たちに迷惑をかけているということで、区長が直接お願いしました。ようやく連絡が取れて切っていいよという許可をいただいたので法令的には何ら問題ないということですよね。持ち主に断ったということでありますので、それで問題は切った後の枝の処分なんですけれども、そういうのというのは結局自分で持っていって金を払ってやらなくないのか、町の歩道ですから町の道路だと思いますので、そこら辺をどのように考えているか教えてください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますけれども、確かに個人で処分いただくには非常に申し訳ない費用であろうというふうに思います。そういった中、道路維持管理でごみステーション等にごみを捨てていただいてごみ収集をしていただいている場合にも公費で片づけをさせていただいたりもしていただいているものと同じように扱えるのか、ないのか等、検討もしたいと思いますので、まずは担当課であります都市建設課にお話をいただいた後、町民生活課等とも協議をし

てみたいと思いますので、まずはご連絡をいただければというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

ありがとうございます。

それであともう一つはここにありますよね。建築の限界で車道の上空4.5、歩道の上空2.5とありますよね。たまたまうちで除雪をしておるんです。除雪をやるに当たりまして、支障木が非常に垂れ下がって機械に破損の影響もあるんじゃないかということで、影響のない真ん中だけやっているというのが現状でありますので、これもできれば道路いっぱい除雪をしたいんです。そこら辺を考えてもらうと、機械の損傷、壊れたときどこに請求すればいいのか。当然保険をかけてやっているんですけれども、そこら辺を含めまして、垂れ下がっている樹木も早急に対処していただく。一気にやるというのはいけないと思いますので、特にひどいところは早めに対処していただきたいと思います。特に台ケ森線の若畑には焼却に行く車が結構通っております。ただ今現在一方通行でうまく対処しておりますけれども、冬にはかなり道路が狭くなっていますので、そこら辺をぜひ早めに対処していただければなと思っております。

あともう一つ台ケ森線ですけれども山沢橋のところはこれも支障木が大変なんであります。のり面にかなり生えております。これは道路を造る当時、モルタル吹きつけ、今は使わないんですけれどもやっております。それを割って木の根は出ておりますので、ここら辺、担当課は見ているのかどうか、町長分かっていれば教えてください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今日担当課長がせっかくおりますので、状況確認しているかちょっと話をさせていただきたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長藤原孝義君。

都市建設課長　（藤原孝義君）

佐々木議員様の台ケ森線の件につきましてこちらのほうでも確認しておりまして、生い茂っている部分、こちらのほうも予算が限られている中でやっている関係がございますけれども、地域振興公社とできればこちらのほうで直営作業等考えながら対応していきたいと思います。

あと先ほど町長からも答弁があった枝の処分方法なんですけれども、あちらのほうもウッドチッパーを昨年購入いたしまして、大体直径20センチぐらいの枝まではチップとして処分できますので、そういった形で処分のほうとか考えております。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

というのは何でこれを質問するかというと、そこにモルタルのほかにのり面にイノシシが入りまして、道路の脇ののり面を何というか掘り起こして側溝が詰まっているということもありました。これは一昨年、役場の担当課が直接自分たちでやったそうです。その話を聞いたら非常に疲れたと。これは大変だということでありました。それが結果です。そういうのを考えますと、ここを結構地元の人に雑草とか刈り払いしているので、道路１メートルぐらい。そういう方を地元の何か区長さんが先頭にやっているか分かりませんけれども、そういう方に依頼をすればある程度できるのかなと。さっきのウッドチップがあるのであれば、地元で結構のこぎりを持っている人もいるので、そこら辺でうまく活用していただければさらに働いた方はある程度の小遣いが来るのかなと思っております。

そこら辺、町長どうでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、もちろん道路維持管理をお願いしている大和町地域振興公社並びに町職員等々でも見ておる中でもありますが、気づかない点も中にはあるかと思いますので、その場合にはご指摘をいただければと思います。

そういった中で、限られた予算の中で道路維持管理の３要旨目にもあります優先順位もつけさせていただきながら、どういった方策でどういうふうな方々に作業をお願いしたらより効率的なのか等も含め、様々まず検討してまいりたいというふうに思いますので、ご指摘の点があれば、お気づきの点があればぜひ都市建設課のほうにお話をいただければというふうに思います。優先順位をつけながらメンテナンスをさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

まず３要旨目の優先順位まで言っていただいたんでありますけれども、この優先順位には支障木も入っているというような話を聞いております。これをどのようにして決めたのかなとここに答弁がありますけれども、信号機とか認識が及ばないところとか、古い老朽化の樹木とかリスクが大きいとか、あとパトロールを行い支障木を維持管理会社と共有するということでありますけれども、特に古い道路は早めにやってもらったほうがいいのかなと思っております。木は１年１年太くなっています。当然伸びてもいきますので、ぜひ影響ある部分は早めにやったほうがいいのかなと。太くなればなるほど金もかかるし、そこら辺を検討していただければと思います。

優先順位については現場を見ながら、この間、委員会におきましてある程度優先順位を示していただきました。なかなか吉田のを見たら、程遠いような感じでありましたので、交通量が影響しているのか人口が影響しているのか分かりませんけれども、そういうことで現況も優先順位の課題にしていただければなと思ってございますので、そこら辺どうでしょうか。優先順位の決め方、それは担当課だけでやっているのかな。それともまちづくりとか財政いろいろ入っているかちょっと分かりませんけれども、そこら辺の優先順位の決め方についてお伺いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、優先順位のつけ方、基準は今申し上げた内容で、最優先は倒木、落枝、危険が顕在化する支障木、人身車両事故のおそれが極めて高いものから始まり、３つをつけさせていただいているわけでありますが、基準の決め方自体は、これ自体は特段課をまたいで決めている内容ではないはずであります。とはいえ個別の事案によっていろいろ優先順位は変わってくる部分もあるかと思います。危険の度合いがやはり現況を見なければ分からない部分もあるかと思いますのでまずはお気づきの点はぜひご指摘をいただき、必要に応じては担当課のみならず我々も入った中で検討してまいりたいというふうに思いますので、まずお気づきの点、ご指摘のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

午前中に決めたいんでありますので、もう１回だけやります。

今日役場に来る途中であります。高田童子沢線、車が止まるところがあるんですよ、左側に。そこに倒木が昨日からありました。これは民有林だと思いますけれども、今日通ったらカラーコーンがあったということでありますのでこれの対処は多分されるんじゃないかと思いますけれども、できるだけ早くということにここでお願いできればなと思いますけれども、どうでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

個別の事案なのでなかなか申し上げづらいところもありますが、間違いなくご連絡をいただきカラーコーンが置いてあることイコール対策を今練っている最中だと思い

ますので、事故が起きないよう速やかに適切な対応を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

佐々木久夫君。

７　　番　（佐々木久夫君）

大方私の質疑を終わると思いますけれども、３度目の支障木伐採をここで質問したくないので、ぜひそこら辺を早めに対処いただきたいということであります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議　　長　（今野善行君）

以上で、佐々木久夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後１時からといたします。

午後０時００分　　休　憩

午後０時５８分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。６番森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

では、午後の一発目で一般質問を開始させていただきます。

まず１件目です。デジタル化に伴う児童生徒の健康課題への対策はでございます。

ＧＩＧＡスクール構想による学校でのタブレット端末を活用した学習、家庭ではスマートフォンやゲーム機など児童生徒がデジタル機器に触れる機会が長くなっております。

デジタル機器は大変便利な反面、長時間の画面視認による姿勢の悪化は、肩こりや頭痛、ひいては学習への集中力低下など、子供たちの心身の健康に様々な影響を及ぼすと考えております。

こうしたデジタル機器の普及に伴うストレートネックやスマホ首と言われる児童生徒の姿勢の悪化という新たな健康課題について、現状をどのように捉え、認識されているかを教育長にお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは、森　秀樹議員のデジタル化に伴う児童生徒の健康課題への対策はのご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、デジタル機器の普及に伴い、児童生徒が画面を見る時間が増加していることは、学校教育においても十分留意すべき健康課題であると認識しております。特に、長時間にわたる端末の使用により前かがみの姿勢や猫背などが習慣化することは、肩こりや頭痛、目の疲れ、集中力の低下など、心身の健康に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、いわゆるストレートネックやスマホ首と呼ばれるような健康課題につきましても、現在は確認されておりませんが、将来の健康への影響も踏まえ、学校現場としても注意していく必要があるものと受け止めております。

現状につきましては、各学校でのタブレット活用状況調査によりますと、授業では１日当たり１回から４回程度の活用が一般的となっており、また、家庭への持ち帰りにつきましては、小学校では週末を中心とした活用が多く、中学校では約６割の生徒が日常的に持ち帰り、教科の課題や連絡等で使用している状況にあります。

加えて、学校から配付している端末だけでなく、家庭におけるスマートフォンやゲーム機等の利用も含めますと、児童生徒がデジタル機器に接する時間は増加傾向にあるものと捉えております。

こうした状況を踏まえ、教育委員会といたしましても端末を便利に活用する力だけでなく、健康に配慮しながら適切に使う力、いわゆるデジタルヘルスリテラシーを育成していくことが重要であると考えております。

具体的な取組といたしましては、文部科学省の啓発資料等を踏まえ、端末を使用する際には画面と目の距離を適切に保つこと、姿勢を正して使用すること、長時間連続して画面を見続けないことなどについて、学校における保健指導や学級指導、情報モラル教育の中で指導に加えるよう促してまいります。

また、端末利用時には、例えば30分に１回は20秒以上画面から目を離して遠くを見るといった目を休める習慣や机椅子の高さ、画面の位置、部屋の明るさなどにも配慮するよう学校を通じて児童生徒にも分かりやすく伝えてまいりたいと考えます。併せて養護教諭とも連携し、保健便り等を通じて家庭にも啓発を行ってまいります。

スマートフォンの利用につきましては、町で令和５年度から「スマホはどこまで脳を壊すか」の著者である東北大学の榊　浩平先生をお招きし、小学校５年生と中学校２年生とその保護者を対象に講演会を開催しております。今年度は７月９日に小学校５年生と保護者を対象に仮の題でありますが、「みんなで一緒に考えよう。夢をかなえる脳と心の育て方」というテーマで講演会を開催してスマートフォンの過度な利用が学習や睡眠、学習習慣に及ぼす影響について児童と保護者が共に考える機会としてまいります。

加えまして、児童生徒の保護者に対し、スマートフォン等の利用時間を見直すことや十分な睡眠時間を確保することの重要性についても機会を捉えて通知するとともに、大和町教育委員会が作成しております「までぇに」というリーフレット、パンフレットのようなものがございますが、等を通じまして、メディアの長時間視聴が子供に与える影響や視聴時間の目安、スマートフォンは午後９時以降の使用はしないことなど、家庭でのルールづくりや生活習慣の改善について家庭で取り組みやすい内容を示しながら保護者の理解と協力について継続してお願いしてまいりたいと考えます。

今後も学校と家庭が連携しながら端末利用と健康とのバランスを図り、児童生徒がデジタル社会の中で適切に情報機器を活用できる力を育成するとともに、心身ともに健やかに成長できるよう環境づくりと指導の充実に努めてまいります。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

では、ご答弁にのっとって再質問をしていきたいところなんですけれども、まずこのデジタル機器なりデジタル端末というものは今回児童生徒さん向けの質問ではあるんですけれども、これは我々大人も気をつけないといけないものなんですが、今回は学校でも実はできることがあるんじゃないのかということを思いまして質問していきます。

まず、教育委員会ではストレートネック、姿勢等の健康課題については認識をしていただいているようなんですけれども、ご回答の中では後半のほうに現在は確認されておりませんという文言がございました。これは何か調査とかヒアリングとかって学校にしていただいたのかどうかだけちょっと聞かせていただいていいですか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは森議員の再質問にお答えいたします。

スマホ首、あとストレートネックというような病名がついているお子さんについての報告は特段受けておりませんので、そこまでの児童生徒はいないものというふうに認識しているところでございます。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

承知いたしました。

それで、入学式のときとか児童さんのことを見ていると、何人かやっぱり首が前になっちゃっている、もしかしたら先天的にそういう骨格の方もいらっしゃるかもしれないんですけれども、今の状況だけをこの質問に対してのことをつなげながら考えますと、やはりもう小さい頃からお子さんのときからタブレットで動画を見たりとかゲームをしたりとかそういったこともあるでしょうし、我々大人も見ますけれども、そういったことで首が前になっているお子さんがどんどん増えてくるんではないのかなというふうにやっぱり感じます。

ご回答の中で、端末利用時の対策というところがご回答ございました。それで、30分に１回は20秒以上遠くを見るなどの指導を挙げていただいているんですけれども、なかなかこれは学校ではできると思うんですけれども、生活の中も含めながらこの姿勢ということの課題というのを改善していくのは難しいと思うんですね。その点、学校側としてはなかなかこの精神論というか指導だけというのはなかなかそれだけで改

善するのは難しいと思うんですけれども、どのようなアプローチがほかにあると思いますか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

ではただいまの森議員の再質問にお答えいたします。

今の世の中、学校でタブレットを使っているというふうに申し上げておりますが、学校に端末として配付しておりますのはｉＰａｄではなく本町はＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋですので、タブレットというよりは私たちが使っているパソコンと同じ形ですので、スマホを見るような首を下に向けるという姿勢で長時間学習時間を過ごすということはほぼほぼないかというふうに思いますし、学校においても議員ご承知のとおりツールとして端末を使っているわけですので、それで丸々１時間学習が終わってしまうということはないので、先ほど申し上げた30分に１回は遠くを見るとかそのような指導は実際授業の中ではしなくても済んでいるかと思いますが、要は家庭に帰ったときに、令和５年度の調査になりますが、スマホを持っている児童生徒の割合もかなり学年が上がるにつれて高くなっておりますので、家庭においても同じような気持ちで健康に気をつけていただけなければならないということが挙げられるかと思います。

こちらからできることとしては、先ほど申し上げた「までぇに」というパンフレットを毎年作っておりまして、その中でスマホの上手なコントロールというんですかね、というのを働きかけた年度もございましたし、あとは学校に協力いただいて保健便りで授業以外にもそのようなことが必要ですよということを家庭向けに啓発を行っていくというのは一層できる対策になるかなというふうには考えております。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

おおむね了解いたしました。

その中でＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋということでラップトップタイプの端末を使うとい

うことは分かりました。なので画面の角度とかそういったものを工夫していけば首が前傾になることは少ないのかなというふうにも承知いたしました。その中で、机、椅子の高さというご回答もあったんですけれども、現在学校ではどういう机と椅子なのか教えていただいてもよろしいですか。高さが変えれるのか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは森議員の再質問にお答えいたします。

まず小学校と中学校でサイズは違うかと思いますが、椅子、机に規定がございまして、身長何センチから何センチまでの子用にということで１、２、３、４、５、６のような番号がございます。小学校、毎年机、椅子は更新しておりまして、定期的に古くなったものを新しく変えるように一定の数を購入しているところですが、学校さんから注文数をいただいて小さい低学年のときは小さめの椅子と小さめの机で、大きくなるに従って変えているというのもございますし、中学校でも同じように、中学校は３つのサイズ、私がおりましたときは特大と大と中みたいな感じだったんですけれども、それを子供たちの体に合わせまして入学するときに一応は渡すんですけれども、大きくなってきたときには適切に変えたりしております。なお、最近、購入するやつは高さも変えられるものもございますので、成長に伴ってなるべく数に限りがあるんですけれどもなるべく体に合うようなものを学年が変わるごとに調整して使っていただいているというところでございます。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

現在どういう机と椅子を使っているのかを教えていただいたんですけれども、私が小学校のときにもう170ぐらいあって、なので机が合わないんですね。固定式のタイプだと。今のお子さんたちってやっぱり成長は栄養状態がいいのか成長というか身長が高い方もたくさんいて、そういうのを考えるとなかなか固定式というのは姿勢改善

というのにはつながらないのかなというふうにも思います。また、一番私が背が伸びたときで１年間で10センチ伸びていたんですよ。それが２年ぐらい続いていたんですけれども、そうなっていくとやっぱり合わないんですよね。何度も申し上げますけれども。そういったこともございますので、やっぱり新しく購入される備品としての机は、今は何か工具を使って上下するものがメインとしてあるらしいんですけれども、使わないでも上下できるものというのがあるらしいんです。そうすれば、例えば国語とか算数とか例えば書き取りのときとか前かがみになるときは例えば椅子をちょっと上げるとか、逆にＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋを見るときはちょっと下げるとかそういった活用もできると思うんですけれども、１回こういう備品を検索してみてはいかがでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

ただいまの森議員の再質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、最近では高さを調節できる机、椅子があるように聞いておりまして、そちらの購入も始めているということでしたので、なかなか先ほど申し上げましたが一度に全部の机と椅子を変えてしまうというのは予算的にも難しいところがありまして、毎年一定数を新しく購入していることがありますので、できるだけそちらのタイプ、これから調べまして購入できることも検討してまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

それで、学校の備品導入とかでＪＩＳ規格、新ＪＩＳ規格と旧ＪＩＳ規格とあるんですけれども、新ＪＩＳ規格に対応しているワンタッチでできる上げ下げができる備品があるようですので、ぜひ検索していただけたらと思います。先ほどご回答にありましたとおり、一斉に変えるというのはなかなか難しいところであると思うんです。

もちろん予算面でのハードルも高いですし、では交換したものをどこにやるんだという物を置く場所の確保も大変だと思うんですけれども、例えば小規模校、今６人とか７人とか８人とか例えば１年生だとそれぐらいのご人数ですよね。そこを１回変えてみて例えば効果測定をしてみるとか、お子さんの集中力がどうなるかとか、そういった測定というのもできると思うんですけれどもいかがでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

では森議員の再質問にお答えいたします。

数がそれなりに多くなければ購入することは可能だと思いますので、学校全部でなくても今おっしゃったとおり特定の学年だけやってみて効果はどうかというところを学校に確認してみるということはできるかと思いますので、検討してまいりたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

ぜひ効果測定していただきたいんですけれども、その中で当然、例えば導入していただいて、導入前と導入後で姿勢改善だけはなくて最初のご回答にありました例えば集中力の低下とかというのは恐らく学習環境に関わってくるものなのかなと思いますので、その姿勢改善だけではなくて小テストの成績の例えば増減と言っていいのかな、成績であったりとか、今でいうとお子さんの保健室の利用回数とか、例えば頭が痛いとか首が痛いとかで行くのかどうか分からないんですけれどもそういったことであったり、これは現場の先生でないと分からないかもしれないんですけれども授業中の集中度合い、そういったものを比較して学習効率の投資効果というのはやっぱり客観的にデータ化すべきだと思うんですけれどもいかがですか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

ただいまの森議員の再質問にお答えいたします。

様々な尺度があるかと思いますが、集中力をどう図るかというところも難しい、点数もあるかもしれないけれども勉強を重ねることによってやっぱり点数が上がるという他の要因も考えられますので、どのような項目でそういうことが図れるかどうかということも、その辺も学校さんに相談して、何らかの効果が数値的に得られれば今後の導入ということの検討につながると思いますので、その辺を学校と相談し、連携しながらよりよい形で何かできないか考えてまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

では我々大人の生活環境はどうなのかなと思いますと、今よく商品とかであるのが人間工学に基づいたうんちゃらかんちゃらというものがよくあるんですね。これは結局は、大人も学習します。仕事もしますけれども、その環境整備というのが生産性の向上であったり、何ていうんですかね、学習度合いの成長といいますか、そういったことにつながるからこそそうなっていくのかなというわけでございまして、児童生徒の不自然な姿勢というのは今の健康問題というだけではなくて、そもそもの学習力というものを低下させてしまうんじゃないのかというふうにやっぱり思うわけなんです。大人の環境は大人で変えれますけれども、お子さんの環境というのは当然ご家庭ではいろいろ変えられると思うんですけれども、学校ではなかなか変えれない部分もあると思うんです。先ほど申し上げましたとおり、机の高さは高さを変えれる机だったり椅子はすぐに変えれない。その中で、やっぱりそういったことに対しての危機感みたいなのは教育長、どう考えられますか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

ただいまの森議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会の大きな仕事としては、学習環境の整備、先ほどおっしゃったとおり環境づくり、環境整備というのがあるかと思います。端末を整備したのも学習効果がより上がるようにというところで短い時間で全部の学校に配付をしたりとか、それから照度検査をしたりして教室の明るさを毎年確認したりとか、空気検査をしたり、水質検査をしたり、子供の昨日もまた健康診断をして子供の健康状況を確認したりということで、様々な形で子供たちがよりよい環境のもとに学習ができるようにというふうにやらせていただいているところが教育委員会の大きな仕事かと思っております。社会状況の変化というのは最近大きく変わっておりますので、弱いところにそういうのが出てしまう、影響を受けてしまうという話も聞いたことがございますので、議員おっしゃるとおり子供たちはいえば弱い存在なのかなというふうに思います。学校でできることもございますし、家に帰ってからの時間も半分、ひょっとしたら以上、小さいお子さんは以上あるかと思いますので、家庭のご協力というのが大切なのかなというふうに事あるごとに思うところです。

教育委員会としては、危機感という言葉がございましたが、よりよい環境づくりは社会の状況の変化に即して行っていくことはもちろんですが、家庭の理解とか協力も得ながらというところで車の両輪のように学校と家庭と連携して、ちょっときれいな言い方かもしれませんが、子供の成長を見守り支えていければというふうに考えるところでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

ありがとうございます。

その中で、ご回答の中ですばらしいなと思ったところもやっぱりありまして、令和５年度から「スマホはどこまで脳を壊すのか」という著者の東北大学の先生をお招きして講演をやられていたということだったんですけれども、これはちょっと、何ていうんですかね、ＩＴ関係出身者からするとまたどうなのかなと思っていたんですが、その次の「みんなで一緒に考えよう。夢をかなえる脳と心の育て方」というのはこれはすごいいいなと思いまして、その後段の児童と保護者が共に考える機会としてまい

りますという答えを頂戴しているんですけれども、これもやっぱりすごくいいなと。当然学校は今何時からですか。８時半から授業があるのが３時ぐらいまでですか。中学校だと。１日の生活の一部しかいないわけで、やっぱりこの姿勢改善とかは本来はご家庭で親御さんと一緒にやっていただくのが一番なのは重々承知しているわけです。その中で、ちょっと後半になって次が最後ぐらいになるんですけれども、姿勢にも近い話なんですが、手があるじゃないですか。ペンを持つときの筆圧とか握る力とかで学習の脳のリソースがそっちに持っていかれて集中できないとかそういったこともあるらしいんですよ。そういったことも含めながら、やっぱり体幹とかの姿勢だけではなくそういった細々なところ、私はちょっと効率をすぐ求めるタイプなのであれなんですけれども、何が一番学習効率がいいのかとか、結果お子さんがよくどうできるのか。そういったことをぜひ研究していただいて、よりよい学校生活というのを児童生徒の皆さんが過ごしていただけるように。決してデジタル機器を使うなとか家でゲームをするなとかそういう話ではなく、うまい付き合い方をどう生徒の皆さんと共有して進めていただけるかを最後にまとめていただいて、ご回答いただけたらと思います。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは森議員の再質問にお答えいたします。

東北大学の先生の講演で、最初は令和５年度がスタートでして「スマホはどこまで脳を壊すか」というところで講演を始めていただきましたが、その先生がおっしゃっていたのは自己調整力ですね。ちょっと題はセンセーショナルですが自己調整力をつけることが大事だというところで、こちらも令和５年度私は大和中学校におりましたので講演も聞かせていただきましたし、そういう観点でやっていただいておりますのでここまで続けております。やはり外からの影響もあれですが、子供たち自身が自分で自分をコントロールする自己調整力というのを身につけるということが結局は大人になったときに大人は自分でやるしかありませんので、というところなのではないかなというふうに思っております。

ですので発達段階もございますが、そのような機会を持って子供たちに、昨日の給食の話もそうですが、自分で自分の適量適食というところも含めまして、自分で自分のことをよく知ってコントロールする力を身につけさせていくという機会になればな

というふうに考えて継続して行っている事業でございますので、今後もうまく付き合うって本当にそうだと思います。

これからはデジタルは駄目という時代ではもうありませんので、デジタルを使いながらどう使うかというところでございます。学校に対しても、昨年度はデジタルの積極的な活用をお願いしますということで言っておりましたが、今年度はデジタルの効果的な活用ということで、若干ですが文言を変えてお願いしておりますので、やはりどう使って効果を出すのかというところにシフトしたところもございますので、そのような観点で子供たちの心身の成長を体だけでなく心と頭とを促しながら、よりよいデジタル社会に対応できる生きる力を備えた子供たちを育ててまいりたいと考えます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

では、２件目に移ります。

２件目です。夏期の有害鳥獣捕獲の処理体制はであります。

令和７年は餌となる木の実などが大凶作であったことから、今年の秋口までは山に餌が少ない状況が続くと予想されております。このため、昨年に引き続き餌を求めた熊やイノシシが人里に下り、夏場であっても捕獲頭数が例年以上に増える可能性が十分に考えられます。

夏場の捕獲現場は、気温の高さから個体の傷みが早く、衛生面を保つことが困難になるだけではなく、作業に当たる従事者の精神的な負担も増加し、なお一層苛酷な環境となるわけでございます。

町として、夏場の捕獲現場の処理体制について、どのような在り方が考えられるか、以下について町長にお考えをお伺いいたします。

１要旨目、実施隊員から個々の意見を聞いてみては。

２要旨目、減容化施設などの再度検討が必要では。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは次に、夏期の有害鳥獣捕獲の処理体制はのご質問にお答えをいたします。

近年、熊やイノシシが頻繁に人里にまで出没し、農作物への被害が増加しておりますが、単なる経済的な損失にとどまらず、営農継続の不安や人的被害を及ぼす可能性がございますので、住民の安全安心を確保することも重要な問題の一つとして認識をしております。

過日、環境省で出没数の増加要因と今夏の予測が示されましたが、出没数増加につきましては、昨年は主食であるドングリが不作で餌を求めて人里まで下りてきたと考えられ、近年では不作と凶作を１年周期で繰り返しており、今年は豊作であるとのことであります。一方で、山が豊作だと出産する子熊の数が増加することから今年の夏はどうなるのかまだ読めないとの見解でございました。また、今年度に入ってからも宮城県内で春熊の出没が相次いだことを踏まえて、４月19日から５月18日までの期間、熊出没警報が発令されましたので、町といたしましても引き続き注視をしているところでございます。

初めに、１要旨目の実施隊員から個々の意見を聞いてみてはについてのご質問にお答えをいたします。

今般の日本の夏の気象状況は晴れて気温が高い日が多く、平均気温も毎年のように記録を更新し、本町でも最高気温が30度を超える期間が６月から９月までと長く続く鳥獣被害対策実施隊員の活動にも大きく影響しているものと思慮しております。

また、令和７年度の鳥獣対応の実績といたしましては、熊は目撃被害情報が251件と過去最高を記録をし、春は５月から７月、秋は10月から11月が特に多い状況でございました。イノシシの捕獲頭数につきましては768頭とこちらも過去最高を記録をし、年間を通じて捕獲している状況ですが、特に８月から２月の捕獲が多い時期となっております。

議員ご指摘のとおり、このような気象状況や捕獲頭数の増加を踏まえ、隊員の精神的、肉体的な負担、さらには夏場の捕獲した個体の衛生管理、処理方法と実施隊の活動には様々な課題があるものと感じております。このことから、毎年現場の意見を聴取するために隊長、分隊長を招集した幹部会議を開催しておりますが、過去に処理施設や処理体制についても意見が交わされました経過がございました。その中で、簡易的な解体処理施設が欲しいとの意見がある一方で、施設があっても使わないとの意見もあり、実施隊員の方々の状況や考え方が異なる状況でございました。実施隊幹部会

は必要に応じて開催をしておりますが、今後も各種課題の検討や各分隊相互の情報の共有を図るため、引き続き開催をし、隊員の声を尊重しながら進めてまいります。

次に、２要旨目の減容化施設などの再度の検討が必要ではないかについてお答えをいたします。

本町での減容化施設の検討は令和元年度に遡りますが、実施隊員の高齢化による労力の削減と捕獲数の増加を踏まえて検討を進めました。処理施設は、減容化施設だけでなく、解体処理施設、冷凍施設、さらには富谷黒川管内での共同導入までを視野に入れ、幅広い視点で検討を進めてきた経緯がございます。

令和元年度から３年度までの間に複数の先進自治体を視察し、また各隊員へのアンケート調査を行い、その後実施隊の幹部の方々を交え意見交換会を開催をし検討を重ねてきましたが、減容化施設は悪臭が非常に強く、周辺地域への影響を考慮し整備する場所に配慮が必要であること、解体処理施設は実施隊からの導入意向が最も高かったが、解体には人の手がかかることや止め刺し後の放血処理施設の設置やランニングコストが発生すること、冷凍施設は冷凍後の個体の解体に課題があることから黒川地域行政事務組合から了承を得られなかったこと、富谷黒川管内の自治体とも協議をいたしましたが、自治体により状況が異なり足並みがそろわなかったものでございます。

結果といたしまして、令和４年４月に黒川地域行政事務組合からイノシシ等の有害鳥獣の管理センターへの搬入に関する通知があり、重量の制限はなく、焼却炉の投入口である750ミリ掛ける1,600ミリ以内であれば止め刺し後に解体せず搬入できることになりましたので、労働力や整備コストをかけずに処分できますことから、この処分方法により今日の運用に至っているものでございます。

今後の施設整備、活動時の暑さ対策、夏場の衛生管理、処理方法、各隊員への個別の意見聴取等につきましては、毎年開催をしております実施隊の幹部会議に諮りながら、各隊員が気概を持ち活動できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

ではご回答に沿って再質問を進めたいと思うんですけれども、ちょっとボタンのかけ違いがあると非常に困ってしまうので、端的にまず一点お伺いいたしますが、最後

のところがご回答になっているのかなと思うんですが、まず１要旨目の実施隊員からの個々の意見を聞いてみてはに対しては、ちゃんと聞かないわけではないということでよろしいですかね。２点目の減容化施設の再度検討が必要ではということに関しても、必要、必要ではないとは別にやっぱり考える必要はあるよねということでよろしいのかちょっとお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず１件目の個々の意見を聞いてみてはということに関しては、個々の実施隊員の方々の意見を聞くこと、これは決して拒むものではなく必要なものであろうというふうに思います。幹部会議等々を通じながら、または個別の隊員の方の意見を伺っていきたいというふうに思っているところでございます。

２番目の減容化施設の再度検討が必要ではというところでありましたが、なかなか頭数もかなり増えてきております。700頭超えという中で減容化処理施設のほうの施設の能力的なところもある中、かつ衛生的に処理をしていくという中では焼却処分、これを積極的に進めていくような方向性のほうがより衛生的ではないのかな、またご負担をおかけしないような取組ではないのかなというふうな思いである中、減容化施設、場所の選定等々でかなりいろんなご意見を頂く中でなかなか施設自体は整備が私自体は難しいんではないかなというふうな思いでおります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

大丈夫です。ボタンのかけ違いがなかったのでよかったです。減容化施設とは別、だけではなく、そういった処理体制のことに対して検討する必要があるというお考えだったので、このまま再質問を進めたいと思います。

その中で、例えば今の隊員の方、最初に入られた方は大体皆さん農家であったりと

かもともと住まれていて山があったり土地があったりする方たちが多かったと思います。今は当然移住してきた、私も移住組ですけれども、移住してきた方であったりとか、引っ越して隣に住宅地があるけれどもそこで有害鳥獣の隊員になられた方というのもいらっしゃると思います。そういった方々というのは、要はイノシシを駆除してもいざとなったときに埋める場所がないわけですね。どうしても環境管理センターに持っていくことができないとかそういったときに。そうすると、真夏とかですと周辺トラブルになる可能性もあると思うんです。もちろん地域のごみステーションに置いておくわけにもいかない。そういったトラブルに発展すると思うんですけれども、いかがでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今焼却処分をするとしても、今土日の受入れを黒川地域行政事務組合側でしないがために腐敗したりというお話であろうなというふうに思います。そういった状況によりトラブルが発生し得るのではないかということは危惧を今回なおさせていただきました。

そういった中、新たな施設整備等を考える以前にごみ焼却処理施設自体は365日24時間稼働で焼却処理を行っております。受入れだけが土日を今していない状況にある中、例えばその受入れの事務職員を増やすなりしながら、夏場の期間に関しては土日も例えば受け入れるだとかそういった検討も一つの方法ではないのかなというふうに今思えておりまして、ちょっと調整を図ってみたいなというふうな思いで今お話を伺っていました。確かにトラブルになりかねない部分はあるであろうというふうに思います。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

そういった駆除活動に対してのトラブルへの不安であったりとかなかなかうまくい

かないんじゃないかということは、幹部の方たちにお話ししても、組織がちょっとずつ大きくなってくればなかなかこう、いや、山に埋めれば大丈夫だべとか、いやいやそれを持っていないんですみたいなそういうやっぱり格差じゃないですけれども壁が出てくると思うんですよ。組織が大きくなって時間もたってきているので、もう10年ぐらいたってきたんですかね。大和町でイノシシ駆除をし始めて。そういった中でやはり個々の話を聞く機会というのを今年一の辞令交付のときには隊員の皆さんが集まって何か意見ありますかというお話はあると思うんです。ただ、なかなか皆さんみんながいる場所ではお話ししないということもありますので、例えば担当課に実はこういうのに困っていてとかというときに、私が１回経験したのは、それは幹部の人に分隊長か隊長に言っていただいて役場にしゃべってもらうようにしてくださいと実際言われたことがあったので、そこら辺は随時改善していただいたほうが今後の組織運営により役に立つのではないのかなと思います。

なので、お話をちゃんと聞いていただけると言われていたので、これ以上ここには。次の２要旨目に移りたいと思います。

ご回答で過去に処理施設、処理体制に対しての意見の交換というのは、というご回答がございました。過去の議会の定例会議の議事録を見ますと、平成30年とか平成31年とか、あと令和ぐらいのときにもそういったお話があったと思います。そのときも処理施設だったり、あとは冷凍して畳を裁断する機械で裁断するとかそういったお話が私も隊員ですのでそういった話を聞いておりました。平成28年のデータから令和７年までのイノシシの駆除頭数のデータを確認しますと、最初と最後だけお話しするんですけれども、平成28年で96頭だったんですね。データを調べると。令和７年が786頭、ちょっと大げさに言うと700％ですよ。なので、令和元年ぐらいのときの検討されていた時期と比べても倍近くなっているわけですが、やっぱりその頃の検討したものをいまだにそのときの検討はこうでしたというよりも、その期間にもやはり検討していてもよかったのではないのかなと思うわけであります。もちろん、今回の環境管理センターの投入等に関しても当然実施隊員の高齢化や労力の削減というところを踏まえて検討されて現状に移っているわけですから、当然10年前から10歳、最初の隊員の方は年齢を重ねているわけですから、やはりその間にも検討を進めていただきたいなと思うわけであります。

町長、先ほど環境管理センターで土日の搬入等もやっぱり検討しないといけないのかなというお話がありました。まさに今回この質問で一番の大事なところはそこで、金曜日の夕方に止め刺ししたものは月曜日の朝まで搬入できないんですね。私経験あ

るからなんですけれども、これはすごい大変なんですよ。大体大変な想像は皆さんできると思うんですけれども、想像どおりで大変で、できなかった今までの理由として冷凍施設だと解体ができない。そういったことで搬入ができないということが書いてあるんですけれども、冷蔵のプレハブタイプのコンテナだったら大丈夫なんじゃないでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私もちょっと直接的な知見がないものですからあれですが、確かに冷凍ではなくて冷蔵であれば処理ができるのではないかというお問合せにつきましてはそうなのかなというふうに思うところもあります。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

ご回答にもあったとおり、本来であれば富谷黒川管内の１市２町１村、けれども富谷さんはたしか環境管理センターを使っていなかったような気がするんですけれども、なので２町１村で環境管理センターのところの一部にプレハブの冷蔵庫なりを本来であれば黒川行政事務組合が建てて２町１村で運営をして２町１村の有害鳥獣実施隊が活用していくというのが広域的な活用として一番コストもかからないのかなという面であるんですけれども、なかなかそうはいかなかったというのが過去の事例であるようです。

宮城県の暫定の予算を見ますと、今回鳥獣関係が結構拡充されていたり予算が増えているわけなんです。やはりここを活用して、大和町単独でもいいんですが、ほかの自治体の方の隊員も使ってしまう可能性があるので、やはりほかの２町１村で話合いをしてここをうまく進めていくべきではないのかなと思いますがいかがですか。冷蔵庫のことに関して。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

冷蔵庫という選択もあるのかも分かりませんが、結果何かハードを入れてしまうとあくまで中間施設でしかない中で数が間に合うのか、または管理を誰がするんだ、どうするんだ。どこの場所に置くんだというところで、いろいろ住民の方のいろんな不安も招きかねないところもあるのではないかなというふうな思いがする中、今ある現有施設で幾らでも早めに処分をするというところでいくと、冒頭先行して私の自分なりの考えを先にお伝えをしましたが、土日の受入体制を暑い時期等つくるほうがより現実的な中で、なおかつ費用も最小限で済むのではないのかなというふうに思われる部分もあるので、そういった方向性をちょっとまずは検討もさせてもらいながら、ほかの夏場の対応、実施隊の方々の負担軽減策がないのかというところはほかの道も含め検討してみたいというふうに今思ってお話を伺っておりました。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

いろいろご検討いただけると非常に助かりまして、私の経験だけでいいますと、真夏に箱罠で最大で捕ったのが１回７頭というのがあります。７頭ですよ。それなかなか自宅保管というのは、それもたしか金曜日とかだったような気がするんですよね。無理なので、ちょっと土地を持っている方にお願いとかしたり、重機で埋めてもらったりと。埋没は大丈夫なはずなのでということをした経験があります。ほかの自治体ですと、官地なんでしょうけれども山に溝みたいなのを掘ってそこに置いて埋めるという自治体もあります。ほかには１メートルぐらいの土管なんですかね、そういったのを１０メートルか分からないです。５メートルぐらい穴を掘ってそれを入れてそこに入れていくと。熊とか野生の動物がいたずらしないようにグレーチングじゃないですけれどもああいったので蓋をするという自治体もあるようです。調べたところによると。満タンになったらその土管を抜くと。何年かしたら。なので、一番いいのは町

長が考えられている土日でも関係なく焼却炉に入れることなんですけれども、なかなか難しいときはそういった方法も他自治体でありますので、ぜひ担当課では調べていただいて、よりよい夏場の精神的にも安全な駆除体制というのをつくっていただきたいと思います。

最後に総括して一言頂ければ。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは森議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、農作物への影響のみならず、人身への被害も想定されるイノシシ、熊対策等々にご尽力をいただいている実施隊の皆様方に本当に心から感謝と敬意を表しながら、そういった皆様方が季節を問わず温度、気候にかかわらず安心して活動をいただけるような負担軽減策は常に考えていかなければならない事項であろうというふうに思います。

私が今申し上げた内容も含めて他自治体のいろんなやり方も検討もしながら、どういう形で支援ができるのか。また今現在でいくと実施隊の方々が高齢化によりなかなか個体数の大きなのを持ち上げたり大変な中、一部軽トラにでもユニックがあったらいいなとかいろんなお声もあるやにも聞いています。もともと重機をお持ちの方も中にはいらっしゃるわけでありますが、そういった人的な苦労、労力を減らせるような支援、そして精神的な負担も減らせるような支援がないのかというところ、実施隊員の年齢もかなり幅もある中、確かにおっしゃるとおりなかなか一般の平の隊員の方が意見も言えない環境もあるんだろうと思いますので、一般の方の意見の聴取も含め、全体的に労力の削減に向けた取組がないのかというのを担当課と共に検証してまいりたいなというふうに思います。

よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

森　秀樹君。

６　　番　（森　秀樹君）

では私の一般質問を終了します。

議　　長　（今野善行君）

以上で、森　秀樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後２時10分からとします。

午後１時５８分　　休　憩

午後２時０９分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。10番今野信一君。

１０　番　（今野信一君）

通告に従いまして、１件お願いします。

ひきこもり支援について。ひきこもり状態にある本人の2025年度の平均年齢が36.9歳となり、10年間で4.2歳上昇との新聞報道がございました。「ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会」は、家族の高齢化による不安から行政の支援強化を求めております。

そこで、本町のひきこもり支援に関して以下３点を町長にお伺いします。

１要旨目、現在町内で生活しているひきこもりの状態にある方を何人程度と捉えておるのでしょうか。

２要旨目、国が自治体に求める支援体制として、①相談支援、②居場所づくり、③地域ネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発の５つの事業を挙げておりますが、本町におけるそれぞれの事業の取組状況はどうなっているのでしょうか。

最後に３要旨目、報道は「家族が高齢化する前に地域や支援とつながっておくことが重要」と結んでおりましたが、将来に向けた今後の町の方針をお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、今野信一議員のひきこもり支援についてに関するご質問にお答えをいたします。

ひきこもりの長期化は社会的孤立や経済的困窮を引き起こすなど、単なる個人の問題ではなく地域社会全体で支えるべき重要な課題であると認識をしております。

１要旨目の町内で生活しているひきこもり状態にある方の人数に関するご質問についてでありますが、内閣府が令和４年度に実施した調査によりますと、全国のひきこもり状態にある方は15歳から64歳までのおよそ２％、146万人に上ると推定されております。この調査結果を町の人口を当てはめますと約350人と計算されます。町としましては、令和３年度に民生委員、主任児童委員の方々にご協力をいただき、実態把握調査を実施をしております。各民生委員、主任児童委員がふだんの活動の中で把握した範囲内での間接的な調査ではありましたが、ひきこもり状態にあると思われる方として19名の方を把握しております。国の調査結果と町の把握数に違いはありますが、ひきこもりにつきましては本人のプライバシーや生活状況の秘匿性が高く、正確な全数把握は困難な状況にあります。現時点では全戸調査などを実施できておりませんが、相談窓口に寄せられる声や関係機関との情報共有を丁寧に行うことで、個別の支援ニーズと実態の把握に努めているところでございます。今後も引き続き、相談体制の充実を図ってまいります。

次に、２要旨目の国が自治体に求める支援体制について町の取組状況はに関するご質問についてであります。

ご提示いただきました５つの事業といたしましては、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として全ての都道府県及び指定都市にひきこもり地域支援センターが設置されており、そのセンターの必須事業となってございます。令和４年度から設置主体が市町村にも拡充されましたが、国としましては実施事業を段階的に充実させるよう市町村に求めており、本町では令和６年度から居場所づくり事業について国庫補助制度を活用し、月１回事業を開催しているところであります。

また、国庫補助制度を活用した事業ではございませんが、健康推進課をひきこもり相談窓口として位置づけ、保健師が来所や電話での相談、訪問支援などの方法により相談体制に従事しております。

さらに、隔年の開催ではありますが、ひきこもりサポーター養成研修を開催をし、地域住民に対し、ひきこもりに対する正しい知識と関わり方について普及啓発を行ってございます。

最後に、３要旨目の家族が高齢化する前に地域や支援とつながっておくことが重要

に関するご質問についてであります。

高齢の親が長年引き籠もる子供を支える、いわゆる8050問題が親子のさらなる高齢化と長期化により9060問題へと移行するほど課題の解決が困難になるものと認識をしております。ひきこもりに関する相談では本人よりも先に家族が相談機関につながる場合が多い傾向がございます。そのため、家族が地域や支援とつながりやすい環境の整備が重要でありますことから、町としましては既存の居場所づくり事業内で開催している家族交流会につきまして今後さらなる周知を行い、家族が相談しやすく同じ悩みを持つ方々と交流できる場の確保に努めてまいります。

また、関係機関との連携強化を推進し、ひきこもり状態にある方の背景に対応するため、包括的な支援の実施を推進してまいりたいと思います。

ひきこもり支援は、本人だけではなく家族の精神的負担の軽減が極めて重要となりますことから、今後も引き続き地域全体で支え合う体制を構築し、誰もが安心して相談ができ必要な支援につながることができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

今野信一君。

１０　番　（今野信一君）

それでは、再質問させていただきたいと思います。

第１要旨目、人数を聞きました。人数ぐらいでしたら窓口で聞けよという話なのかもしれませんけれども、このように回答によっては大分差が出てくると。国の算定を基準にすると大体350人ですか。そのぐらいになるんですけれども実際調べてみると19名ぐらい。もちろん大本になっている50人に１人と言われている146万人という数も本人回答であるがゆえに、実際その数は本当なのかというところに大分疑問が持たれているような。家族会のお話ですとそれの1.5倍、２倍は軽くいるんじゃないかというようなお話もあります。そしてまた、都会よりも地方のほうに行くとそういう方が多いというようなお話も聞いたり、そしてまた今回の調査においては女性が結構半数以上そういうような状況にあっている人がいると。女性のひきこもりということに関しては専業主婦ですとか家事手伝い、家事、育児、介護、看護、そういったようなことがあると外に出られないということでネガティブに考えるとそれも引き籠もって

いるというふうに思っちゃえばそういうふうになってしまうというようなことで、女性だからというジェンダー差別と生きづらさを抱えた女性たちが多く含まれているということも言われております。

そしてまた、昨日の教育長の同僚議員からの質問に対しての回答で、小学校で休みがちだった子が中学校に行ってもやはりそういったような引きずってしまうというか、そういう状況になってしまうというような傾向もあるようそのお話を聞くと、小中学校、中学校も終わっても高校に行けばきちんとなるかというとやっぱり休みぐせといったら何でしょうけれども、そういうようなことがあるとなかなかそれもできないのかなと。

一つの調査では就業経験のあるひきこもりの方の割合というのが63.5%、62.5%ですね。そのぐらいの方が就業経験があるというふうに。ということは逆に考えれば37.5%というのは就業経験がないまま引き籠もっているというような状況になっている。すなわち学校時代からずっとそのような状況、不登校からずっと引き続きそういうふうにうちになっていると。そういうことを勘案しますと町長、350人と19人というようなお話、肌感覚としてはどのぐらいの人数が本町にいるのかなと思われて事業を進めていらっしゃるんでしょうか。お伺いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

今野信一議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

近々で正しく調査をした数字がない中でまず思ったことというところで伺うと、まず令和３年度の19名という認識されている数でありますが、議員がおっしゃるとおり、昨日の90日以上不登校の児童生徒数からすると、そのうちの何割かの方々が継続してひきこもりになられているんではないかということを想定すると、少ない数字ではないかなというような肌感覚であります。では何人ぐらいですかと言われるとちょっと答えはちょっとなかなか出せない中ではありますけれども、19名が決して全てはなかなか捉え切れてはいない可能性があるなという数字であるというふうに認識をしております。

議　　長　（今野善行君）

今野信一君。

１０　番　（今野信一君）

私も何人ぐらいを念頭に入れてこういうお話をすればいいのかなということで悩むわけなんですけれども、不登校という話になると一番都道府県で不登校の数が多いのはどこだと言ったらやっぱり人口が多い東京とかそういう大都市になっちゃうんですけれども、割合的に多いのは中学生でいうと宮城県が一番なんだそうですよね。そうすると宮城県のひきこもり者数もそれに伴って増えてしまうのかなというふうな思いも何かあり、本町でも中学生の不登校者数というのは決して少なくはないとは思いますので、そうなるとやはり少々多めに考えてもいいのかなというふうに。それにそういう不確かな数を頭に入れて、そしてまた今後ちょっと私のほうもそのアンケート調査によって何%の方がそう思っているとかというお話をするんですが、土台がそういう状況でございますので、あまり深くは考えないほうがいいのかなというふうに思いますので話を続けさせていただきたいと思います。

第２要旨のほうに移りたいんですけれども、国が自治体に求めている支援ということで５つほど挙げさせてもらったんですけれども、これは回答のほうにもございましたように少し町村ではなくてもう少し上の段階の県とか政令指定都市とか大きな市ですとかそういったところで行っているようなところでございまして、大和町ですと任意的な事業を何個か行うというようなところにあろうかと思います。しかし、そこに挙げさせてもらった相談支援ですとか居場所づくり、地域ネットワークづくり、当事者会、家族会の開催、そしてまた住民への普及会、こういうような普及啓発活動、そういったものがまず必要なものなのかなというふうに考えますのでそこ辺りの取組方をお伺いしたかったんですけれども、ちょっとそこへの明記がなかったのでちょっと一つずつお伺いしたいんですが、相談支援というものを窓口をつくってやっていらっしゃるようでございますが、どのぐらいの利用者数といいましょうか、相談件数があるのか。そしてまた内容的なものはしゃべれるところで結構でございますけれどもどういったものがあるのかお伺いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、個別の事案で私が申し上げていい内容を超える部分もあっても大変な部分もありますので、担当の参事のほうから回答させたいというふうに思います。

議　　長　（今野善行君）

健康推進課参事佐藤泰啓君。

健康推進課参事　（佐藤泰啓君）

では今野議員の再質問にお答えさせていただきます。

専門の窓口といいますか窓口設置はしているんですけれども、特別なひきこもりだけの窓口というわけではなくて、健康推進課の窓口は様々な相談を受ける窓口になっておりますので、その中でひきこもりの相談があれば併せてお受けするというような形で設置をしております。実際にどれぐらいの件数があるのかというご質問でしたが、年によってちょっとばらつきはあるんですけれども、昨年度来所相談であったものは３件程度でございました。あとはこちらのほうで家庭に赴いて相談を受けるということもやっておりまして、それはひきこもりの方には２件ほど家庭訪問しております。窓口のほうにおいでになった後に、可能であれば、今野議員もこの間来ていただきましたけれども、居場所支援のほうにおつなぎをしてそれで継続してお話を聞いていくというような形で対応しておりました。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

今野信一君。

１０　番　（今野信一君）

７年度は３件ということで、訪問、アウトリーチですか、２件ということでございました。そのほかにも県のほうにお伺いしている部分もあるのかな。直接やっているのかなとかとも思うんですが、そういったような数というものは町のほうには下りてこないのかなと思うんですけれども。もしあるんだったら何件かなと思ったんですが、分かりました。相談窓口、そうですね。やはり本人的には困ったときにはどこに相談したらいいのか、いろいろなところに行くとは思うんですけれども、町のほうでやれば町のほうにお伺いすると。そこは周知が徹底されていれば町のほうにも来るんでし

ょうし、どこがヒットするかによって民間のほうに行ったりとかピアサポートのほうに行ったりとかそういったふうになると思うんですが、町のほうはちょっと少ないなというふうに思います。

相談されたときにどのような回答ができるのかというようなことで、やはり望まれるのは社会復帰したいというようなものが多いのかなとは思うんですけれども、そういったことに関してどういうようなサポートができるのか。どういうような支援を行えるのかということで、先ほど申しました中で、支援ネットワークみたいな地域のネットワークということで医療、福祉、教育、就労支援などのそういうような総合的なことをアドバイスできるような形になっておくのが必要かと思うんですが、そこ辺りの受皿づくりというんでしょうかね。そういう質問が来た場合、そういう返答ができるような形に大和町の場合相談窓口としてできているのか。先ほど健康推進課としての窓口の中に１つ、２つ来るというような形で、その中の３件程度というような話をされていましたので、そこ辺りの返答ができるのかというようなところをちょっとお伺いしたいと思うんですが。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思うんですが、まず窓口に相談にいらっしゃる方なんですけれども、ひきこもりの当人の方というよりは、私が知る限りご家族の方の相談がまずは第一にあるというふうに伺っております。

そういった中で、国として体制整備を進めるということであるわけでありますが、ひきこもりの原因は本当に個々人様々であって、どういうふうなお付き合いをしたほうがそういう方にどういう対応をしたほうがいいのかというのをもっとひきこもりのいろんな現状を知っていただく活動をまずする必要が私的にはあるんではないのかなというふうに思っております。

いろいろ調べてみますと、やっぱりいわゆる世間の常識は一旦置いておいて、学校に行くべきだ、働くべきだというようなそういったあるべきだというところから一旦離れたりとか、やっぱり解決を急がないほうがいいであるとか、とは言いながらも放置をしないほうがいいとかひきこもり状態にある方とどう接したらいいのかというのを一般の方にも周知をもっとしていただくような今は段階なのではないのかなという

ふうな思いがある中、家族会等でまず実際にひきこもり状態から立ち直られたご家族の意見をひきこもりのご本人の家族に聞いていただいたりだとか、今そういった意識合わせのまだ状態にあるのが主なところでありまして、そういった意味での居場所づくり、ネットワークづくりの今最中ではあるものの、なかなか町としてはそれ以上のまだ取組には至っていない現状であるというふうに認識を私としては今しております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

今野信一君。

１０　番　（今野信一君）

大変難しい問題でございますので、やはり個人個人の思いといいましょうか、支援の仕方も変わってくるのかなというふうに思いますので、やはり聞いてあげるということは大変重要なことだと思うんです。

先ほど３件しかというのも言い方もあれなのかもしれませんけれども、３件程度のものであると。もちろん相談したくないというような考えもあるみたいで、アンケートを取った中でそういったような項目がありまして、相談したくない理由としまして全世代の方にして言わせれば「相談しても解決できないと思うから」という人が５割以上がいらっしゃるというようなことで、15歳から39歳では「相手にうまく伝えられない」というようなそういうようなことを思う方が24.2%、40歳から69歳は「嫌なこと、できないことを言われそうだから」と、逆に言われそうだというふうな恐怖心みたいのがあってその方が25%だそうです。そういうようなことを考えるとなかなか来れないと。ただそのハードルをくぐって何とかここに来て相談しようと思う方、それはやっぱり社会に復帰したいというふうな思いがあるんです。そういうふうに思われている方も７割の方がそういうふうに今の生活はよくないということで何とかしたいと思われている方がいらっしゃるというようなやはりそういった方々に手を差し伸べるということが大変重要なことだと思います。

先ほど町長が言われましたように、常識をちょっと捨ててどういうような支援ができるのかということを考えなければならない。その中でやはりさっき言いましたように、この方には医療の支援をすべきなのか、教育、再教育をしたほうがいいのかですとか、福祉的な生活保護じゃないな、そういうような支援をすべきなのかとかそういうようなことがいろいろあるわけですね。就労に結びつけたいんだけれども一概にす

ぐに就労というわけにはいかないわけで、生活の朝きちんと起きるということができない昼夜逆転しているような人なんかもいらっしゃるわけですからそういうこともできない。体力がちょっとない方もいらっしゃるとか、そういうような本当に基本的なところから支援していかなければならないのかなというふうに思うんですよね。そういったようなアドバイスができる体制、もしくは本町でないにしても、それができるようなところに結びつけられるような体制というものはどういうふうになっているのか。できていらっしゃるのかどうかをお伺いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町職員単独ではなかなかやっぱり難しい中、宮城県のひきこもり地域支援センター等の方におつなぎをしたりして複合的にいろんな形で対応策を検討してかなきゃないぐらい難しい事案だというふうに思います。具体的にどういう形でつないだりしているケースがあるのかというのは担当の参事のほうから回答させたいというふうに思います。

議　　長　（今野善行君）

健康推進課参事佐藤泰啓君。

健康推進課参事　（佐藤泰啓君）

では今野議員の再質問にお答えします。

つなぎといいますか、ひきこもりに限らず、我々様々な精神の方の相談なんかをお受けしているんですけれども、当町の職員だけで対応できることは少ないので病院であったりとか各関係機関、県の機関であったりとか民間の事業所と連携は常に取って対応しております。

ひきこもりにつきましても、あくまでひきこもりは状態ですので、その方の背景というのは様々ございます。ベースに発達の障害があったりとか精神の障害があったりとか、知的のベースがあったりとかという方、それぞれ違いますので、その方に必要なものというのを相談を受けた中で、把握をした上で必要があれば関係機関にはこち

らからも連絡をしたりとか、場合によっては一緒に訪問したりとかということをして対応しておりました。

あと県のほうではひきこもりの専門相談というのをやっておりまして、保健所のほうにひきこもりの専門相談を受けてくれる方が来て相談を受けてくれますので、そちらのほうに同行で相談に行ったりとかということもしておりました。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

今野信一君。

１０　番　（今野信一君）

ありがとうございました。相談に来られる方をそういった形で誘導しているということが分かりましたので安心いたしました。

それで次に居場所づくりということでお話しさせていただきたいんですが、居場所づくり、これは私も先ほどおっしゃられたように一度お伺いしまして、まほろばで月に１回、そういったような「こもれび」というようなことをなさっているということで、行ったときに家族の方が五、六名ぐらいでしたっけ、いらっしゃいまして、当事者も二、三人いらっしゃいました。そういう現場を見てきて、こういうようなことはお互いの当事者間でのお話合いもあるし、家族間でどういう状況であるかというのをお互い悩み相談ではないですけれどもお互いそういうようなことで気が楽になるというようなことで大変重要な時間なのかなというふうに思ってみましたけれども、前回私が行ったときはたまたまですけれどもちょっとイレギュラーなものでございまして、社会福祉法人の理事長の方が来て、我々がやっている活動はこういうのですけれどもというようなことでご講義いただいてということで、どちらかというと研修とかそういう講義の時間みたいな形になっていまして、皆さん家族の方も大変興味深く聞いていたと。ふだんは家族の方だけが集まってお話をしているというのが多いわけですよね。やはりそういうふうにたまに来て講話を聞くなり、こういう新しいものがあるというようなそういうような情報を提供するということは大変重要なことだと思うんですが、そこ辺りのというのは定期的に行われているのかどうかというのをお伺いしたいのですが、そこ辺りはどうなんでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、月１回の「こもれび」の開催は多分ご承知なんでありましょうから、多分その講演会的なものもどのぐらいの頻度で取り入れているかというご質問かというふうに受け取ってよろしいですか。

前回ご視察いただいたのが多分５月の25日の会ではなかったのかなというふうに思いますが、ＮＰＯ法人のわたげの会の秋田理事長さんご参会のもとお話をいただいたという話であります。前回の資料等を見ますと講演の内容ではなかったので、どのぐらいの頻度でそういう講演的なものをいただいているのかということにつきましてはちょっと私もそこは捉えておりませんので、佐藤参事のほうから回答させたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

健康推進課参事佐藤泰啓君。

健康推進課参事　（佐藤泰啓君）

では今野議員の再質問にお答えいたします。

前回はたまたま家族の方のわたげの会はひきこもりの支援を長年仙台のほうでやっている団体でして、全国的にも有名な団体でして、私たちのほうで居場所支援をやるときに当初から協力依頼といいますか、運営の仕方についてアドバイスをいただいたりとか定期的に職員の方に来ていただいて運営の仕方についてご助言いただいていたという経過がありまして、今に続いているような形になっております。

前回は家族の話合いのときに家族グループというのがわたげの会でやっておりまして、そこで長年経験している先輩家族という方が来てアドバイスだったりとか、家族の交流の仕方についてアドバイスを頂く会だったんですけれども、急遽その方がお休みになったので代わりに理事長が急遽来たというような会でございました。勉強会という形ではあまりやってはいないです。ただわたげの職員が来たときにわたげのことについてお話をしたりとか、わたげの会ではこういうことをやっていますよというアドバイスというのは常々来てしていただくんですけれども、講演会という形で行っているわけではなく、随時そういう人が来てくれるときにはお話をするという形になっ

てございます。

あとは来ている方でもずっとそこだけというわけではなくて、さらに勉強したいとか、ここの会だけではもっと足りないなという方についてはそれこそ仙台のほうになりますけれどもわたげの会のほうにおつなぎをして、そちらにも通っていただいている方もいらっしゃるというような現状になっております。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

今野信一君。

１０　番　（今野信一君）

何度も何度もありがとうございます。

家族会でそういうご苦労話をお互いし合うのもよろしいんですけれども、やはりそういう新しい情報をどんどん入れていくことによってそういう形だったらば我が子も大丈夫なんじゃないかとか、そういうような新しいようなサポートにつながるのかなというふうに思いましたので、これは大変よろしいというか、新たな。実際私もその場にいたんですけれども、それをやるためにはどうしたらいいんですかとか、そういうような前向きな改善するためのやり方というものを実際理事長さん聞いたりなんかしているところを見ると、やはり本当に皆さんどういうふうな形にしたらいいのか。そのとき、一つの例として岩出山辺りだったかな。そこにいる当事者の方がわざわざバスで乗り換えてまで仙台のほうに来て通っている人がいるんですよみたいな話もされていて、そんな遠くから来てらっしゃる方もやっぱり悩んで自分なりに何とか改善したいという思いがあってそういうふうにやって、そういうふうに通っているんだったら寮に入ったらどうという話になって、実際寮に入られたと。そういうようなお話まで聞けて、寮も完備しているからそういったようなこともできると。そういったことでだんだん打ち解けていって、当事者同士が何らかの得るものを得てどんどん社会に復帰していくような形というふうにプラスのほうに動いていけるとそういったこともあるのかなというふうに思いましたので、そういう情報なんかも家族の方々もそうなんですけれども、先ほど申し上げました相談なんかでもやはり大和町の窓口に相談することによってそういう道筋が見えるということは大変重要なことなんじゃないかなというふうに思うんですよね。どうしても働きたい、でもまた嫌な思いをするんじゃないかという怖さ、そういった方も65％ぐらいいるというふうな話です。７割の人

が働きたいんだけれどもやはりまたそれができないんじゃないかというふうな、そういう何ていうか、板挟みになりまして、でもやっぱり頑張ってみて一歩踏み出したときに、大和町ではそういう就労までそういう話ができるよというような話、もしくはそこにつなげるだけのそういうネットワークを持っているというようなことがはっきり伝わっていれば相談者数も増えるんじゃないのかなと。第一歩の入り口としての機能は本町でも果たせるんじゃないかなというふうに思うんですよね。そういったところの重要性というものがある。

そこで一つ成功例的なものでも示せれば、周知のほうに行くんですけれども、そういったことができればやはりそういったことが改善されるんじゃないか。それをやるためにはやっぱり本町一つだけでやるのも大変難しいんじゃないかというふうに思いますので、広域的な考え方もできないかなと思うんですよね。たしか不登校のほうでは何か富谷のほうの施設、施設じゃないか、そういうような施設をお借りして集められるというようなことが一度やっていたような気がしたんですが、そういったような形で各町村、そういったものを持つのが大変難しいと思いますので、そういう広域的な形で何かそういうものは運営できないかどうか。そういったことは難しいんでしょうかね、町長。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

今野議員の再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、やはり今後人口も減少していく中、広域行政という視点は非常に大事な視点であろうというふうに思います。なかなか人数的なところも含め、単独町村で全てを最初の段階から最後の段階まで全てを網羅できるというのはなかなか難しいんだろうというふうに思います。広域行政推進の活動の中でそういった事業で一緒に近隣市町村、少なくとも富谷黒川地域で一緒にやれることがないのかという点については担当課含め、また首長の会の中でもいろいろ協議をしてみたいなというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

今野信一君。

１０　番　（今野信一君）

やはり今後、町長がおっしゃられたようにやはり人口減少になってくれば各自治体で一つそういうものを完結できるようなものを持てればいいんでしょうけれども、そこまでする必要が、もちろんどんどんそういう需要がというか必要性が出てくればそれも必要なのかもしれませんけれども、今の段階ではそういうふうに広域的な考え方、県も取り入れて行っていくことは大変必要かなというふうに思います。ひきこもりだけの問題ではないんですけれども、そういう状況もお考えいただきたいなというふうに思います。

そのほかにも住民への普及啓発活動なんかも偏見をなくす啓発ですとか、先ほど言いましたように相談窓口、ちゃんとしたものがあるんだよというようなことの周知ですとか、地域住民への正しい理解を促進するためにも必要なことかなと思います。

ひきこもりはそういうような症状が出ている方ということでございますので、誰にでも起こることだということ、そういったものを社会に広めることも大変重要だと思いますのでそういうような普及啓発というものを町としてはやっていかなければならないのかなと思うんですけれども、今までやってきていたのかもしれませんけれども、どのような形で行えるのか、お考えがあればお聞かせください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本当に誰にでも起こり得る現象なんであろうというふうに思います。またその解決策も人それぞれ様々対応も非常に難しい案件だと思います。いろんな病気が広く一般社会で知られ、それに対する対処策が見つかっていただくようなそんな環境をつくるのと同じように、多くの方にもひきこもりという現象を知っていただき、どういった対象が必要なのか等々、普及啓発活動に努めることは大事だなと改めて思いましたので、これまで以上にいろんな機会を通じてお話のほうをさせていただければなというふうに思いますが、いい例ですと、認知症のサポーター制度等々、認知症という病気も広く皆さんに知っていただいたからこそいろいろ対象方法等々も周知されたんであろうというふうに思います。そういったものに引き続き、このひきこもりというもの

も多くの方々に内容理解をしていただき、適切な対応、偏見なく対応していただけるようなそんな普及啓発を単独町村のみならず、近隣町村ともいろいろ協議をさせていただきながら広められるよう努めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

今野信一君。

１０　番　（今野信一君）

ありがとうございます。

そういった形で普及していただきまして、やはり19人しかちょっとカウントできないような、もう少し広がって理解を深めていけば言い出しやすいというのかな。そういうようなもうちょっと分かれば支援もできると。そういうような形になって好循環されていくのが一番いいのかなと思いますし、それが地域社会のコミュニティーづくりというか、そういったようなものをしっかりできているということの一つの例になるのかなというふうに思いますので、お願いしておきたいと思います。

第３要旨なんですが、将来に向けた今後の方針、町の方針なんですけれども、回答書にもございました8050から9060ということで、80歳の方が50歳の引き籠もっている方の面倒を見ているということが90歳になって60歳の子を見るというようなそういう状況になってきているというようなこと。10年間今までやってきた事業というか支援策が効果的ではなかったんじゃないかというような意見も出るぐらい、そのまま10歳、10年間過ぎているというような意見もあるぐらいですので、やはり効果的な支援を求めている方に望まれる支援がいけるような形というものが大変重要なのかなと思います。

今までの話の中でその兆しが見えてきたような気がいたしますのでそこ辺りはよろしいと思うんですけれども、やはりひきこもりサポート事業としましては大和町で行う相談支援事業ですとか居場所づくり、そういったものもあるんですけれども、当事者会、家族会の開催ですとか、あと先ほど言いました住民への普及啓発活動などもあるんですが、住民向けの講演会や研修会など、そういったようなことも理解してもらうために必要なのかなとかいろいろ考えるわけでございますけれれども、そういうような中で、今後町としては、そうですね、ご回答いただいた中ではこれぞというようなものがちょっと見当たらなかったんですけれども、そこ辺り、詳しいような事業的

な展開というような、どういうようなお考えをお持ちなのか、いま一度お聞かせください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今この一般質問でお話をさせていただいている中でも、改めて令和３年度に把握した19名で少ないという部分、いろいろかみしめて考えてみますと、ご家族の方もひきこもりという状態を隠したいがためになかなか表に出されないような環境もやっぱり影響しているんではないかなというふうに改めてちょっと感じたところでありました。

そういった意味では、恥ずかしいものではなくて、誰でも本当に起こり得る状況であって、現況であって、相談できる窓口があるんですよと軽く相談ができるようなそういう環境をつくることがまずは一番であろうというふうに思う中、ひきこもりというものを題材にした何か映画なりを例えば上映をさせていただくだとか、何らかそういう方法がないのか等含め、まずはひきこもりというものを正しく町民の方に理解していただけるような場を設けることが先決ではないかなというふうに捉えた次第であります。

対応策の得策がなかなかまだ見つからない現状、まずは多くの方々に正しく知っていただく、そういうような場を設けてまいりたいなと、そこがまず第一歩であろうというふうに捉えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

今野信一君。

１０　番　（今野信一君）

ありがとうございます。

今回ひきこもりというようなことで取り上げさせてもらったんですが、似たようなといったらおかしいんですけれども、発達障害ですとか知的障害ですとかそういったことをお持ちの方ですとか、身体障害というようなところにもやはり社会に出づらい

方、そういった方々にも共通するような話なのかなというふうに思いました。やはりそういうような弱者というような言い方はどうか分かりませんが、そういった方々への社会へ出ていかれるというようなもののステップとしてそういう窓口がきちっと機能できるような形、そういったものも必要なのかなと。そういうような展開していけるようなものになっていただければなというふうにも思いましたので、今回はひきこもりということでお話しさせていただいたんですけれども、そういった方々への展開というかそういったことも考えていただきたいと思いますので、そこらを含めまして最後に総括ということになりますけれども、ご意見を頂いて終わりにしたいと思いますがよろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ひきこもりに限らず、いろんな弱者、ハンデを持たれた方々もその原因となるところをきちんとつかんでいただき、より今よりもその先が人間らしいきちんとした生活が送れるような環境をつくり込むことがやっぱり我々行政においては大事な一つの手法であろうというふうに思います。

どうしても支援を求められる方々にきちんとした支援が届けられるよう、そのためには悩んでいらっしゃる方がうちに籠もることなく手を挙げていただけるような、そんな機運を醸成し、手を挙げていただける環境づくりがまず大事であるなというふうに捉えさせていただきましたので、多くの方にそういう意味で手を挙げていただけるようなそんな行政運営を図れるよう、これから何がいいのか策を考えてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

１０　番　（今野信一君）

終わります。

議　　長　（今野善行君）

以上で、今野信一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後２時５８分　　延　　会